

平成 26 年 10 月 6 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10 時 4 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、10 月 9 日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、「付託事件の審査及び報告事項」を一括議題として、各部署の説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎明神委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小谷総務部長 それでは、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要について御説明を申し上げます。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのついた資料、表紙に総務委員会資料議案補足説明資料と記載のある資料になります。表紙をめくっていただきますと、平成 26 年度 9 月補正予算編成の概要という資料がございます。

上段の表、歳入の総計 (1) 足す (2) 欄の中ほどです。9 月補正額の計 B の欄でございますけれども、一般会計の補正予算総額は 188 億 6,622 万 4,000 円となっております。今回の補正予算では、南海トラフ地震対策とか、経済の活性化などのうち、通常事業の補正に加えまして、8 月の台風被害に迅速に対応すべく、公共施設の災害復旧費や経済被害対策などの災害関連予算を計上させていただいております。このため、これまでの補正予算と比べまして、かなり大規模な補正予算となっているところでございます。歳入のうち、まず中ほど (2) の特定財源の補正額でございます。通常分と災害分を合わせまして、159 億 4,000 万円余り。内訳といたしましては、国庫支出金が 102 億 1,000 万円余り、県債 53 億 1,000 万円、その他 4 億 1,000 万円余りとなっております。一番上の (1) 一般財源につきましては、今回の補正額の総計から特定財源分を除きます 29 億 2,000 万円余りにつきまして、繰越金諸収入及び財政調整基金の取り崩しにより対応することとしたものでござ

います。

下段の表、歳出の補正額のうち、まず、通常分につきましては（１）の経常的経費が６億 7,000 万円余り。内容は、南海トラフ地震対策、経済の活性化、教育の充実と子育て支援の各施策の取り組みを強化いたしますほか、2020 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツの振興に向けた取り組みを新たにスタートすることとしており、それぞれ必要な予算を計上させていただいております。通常分の（２）です。投資的経費でございますが、52 億 4,000 万円余りでございます。災害時に福祉避難所としての活用が期待されます、県立の特別支援学校 7 校に非常用電源設備を整備する経費や国庫補助金の内示増を受けた河川堤防の耐震化などの公共土木施設の防災・減災対策に要する経費を計上させていただいております。災害分の（１）経常的経費につきましては、17 億 9,000 万円余りでございます。道路や河川の小規模な修繕などに要します経費や土砂災害対策の取り組みの強化に係る経費などでございます。（２）投資的経費、111 億 5,000 万円余りで、公共土木施設等の復旧に要する経費や緊急地すべり対策事業などの災害関連の公共事業費をそれぞれ計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、今回の補正予算の概要でございます。

次に、総務部に関連します議案等になりますが、総務部からは第 1 号議案、平成 26 年度高知県一般会計補正予算（所管分）といたしまして、行政管理課から歳出補正予算を、財政課から歳入補正予算を、また、条例議案としまして、税務課から第 6 号議案、高知県税条例の一部を改正する条例議案を。また、追加議案といたしまして、職員厚生課から諮第 1 号、退職手当支給制限処分に対する異議申し立てに関する諮問を提出させていただいております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。資料、お手元の資料のうち、総務部という青いインデックス、表紙に総務委員会資料報告事項と記載のある資料でございます。御報告いたしますのは、財政課のほうから財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況についてと今後の財政収支の試算について、市町村振興課から平成 25 年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況の 3 件でございます。なお、詳細につきましては、後ほど担当課から御説明申し上げます。

最後に、総務部に関します本年 7 月から 9 月までの主な審議会等の開催状況につきまして御説明をいたします。資料は先ほどごらんいただきました報告事項の資料のうち、審議会等という赤色のインデックスが張ってあります資料でございます。表題に平成 26 年度主な審議会等の状況（総務部 7 月～9 月）と記載されております資料になります。今期開催しました審議会は、高知県公益認定等審議会のみとなっております。7 月 24 日、それから 9 月 22 日の 2 日間開催しまして、公益社団法人高知市シルバー人材センターなど、9 法人の変更申請についての答申が決定されております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

行政管理課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 行政管理課の平成 26 年度一般会計補正予算について御説明を申し上げます。資料は、資料ナンバー右肩②、平成 26 年 9 月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）でございます。4 ページでございます。歳出に係る補正でございます。6 目の行政管理費の「9 節 旅費」に関しまして、309 万 5,000 円の増額補正をしております。増額しよういたします旅費の内容は、知事部局の職員に係る赴任旅費でございます。赴任旅費につきましては、知事部局の全体の所要額を一括いたしまして、当課で予算計上しております。このたびの補正の事由といたしましては、本年度の人事異動に伴います赴任旅費に関し、その執行見込みが当初の見込みを上回ることとなったためでございます。

以上で、行政管理課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 当初一応見積もって、4 月の人事異動で確定してから、こういうことになると思うんですけども、当初の見込みを上回ったということは、それだけ長距離移動の対象者が多かったということですか。

◎岡村行政管理課長 増額の要因を一定精査いたしました。件数的なものは 25 年度と比べて、さほど大きくふえているということではなく微増でございます。ただ、中身を見ても、単価が上がっておるなど。どうして単価が上がっておるかと思えますと、高知東京間の赴任旅費が特に上がっておりまして、もう少し詳しく見ても、単身で行っている職員と、それから扶養親族、いわゆる世帯で行っておる場合がございますけれども、本年度におきましては、その世帯で移動しているものが多かったと思えます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎山本財政課長 財政課でございます。よろしくお願いいたします。

財政課分の一般会計補正予算について御説明をさせていただきます。右上に②と書かれました議案説明書の 5 ページをお願いします。内容としましては、歳入の補正になってございます。今回の補正予算全体で必要となります一般財源の増額補正をお願いするものでございまして、具体的に申し上げますと、財政調整基金繰入金といたしまして 15 億 5,288 万 7,000 円、平成 25 年度からの繰越金といたしまして 13 億 6,849 万円、そして、諸収入といたしまして 420 万 2,000 円の合計 29 億 2,557 万 9,000 円の増額補正をお願いするもの

でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎菊地税務課長 税務課でございます。よろしくお願いいたします。

当課から提出しておりますのは、県税条例の一部を改正する議案でございます。補足説明資料に基づきまして御説明したいと思っております。赤の税務課のインデックスをおあけいただければと思っております。南海トラフ地震等のおそれがあります中、耐震性不足の老朽化マンションの建てかえ等が現在喫緊の課題となっております。全国におきましては、現在のマンションストック総数が590万戸ありますが、そのうち約106万戸につきましては、旧耐震基準に基づいて建設されたものでありまして、これらの老朽化マンションの建てかえを促進する必要があります。そのため、これらのマンションの建てかえ等の円滑化を図りますため、マンションの建てかえの円滑化に関する法律が改正をされまして、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度が創設をされたところでございます。この制度によりまして、多数決により売却が行われる場合には、新設されるマンション敷地売却組合が売却の主体となりますが、このマンション敷地売却組合につきましては、他の公益法人等と同様に、収益事業を行う場合にのみ法人県民税の納税義務を課することとしまして、必要な規定を追加するものでございます。

以上で、税務課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 いわゆる旧耐震基準のマンションがすべてこういう形をとるかどうかはわからないんですけども、一応想定される対象となるものが高知県内にどれだけあるか。つまり、旧耐震基準のマンションが高知県内にはどれだけあるか教えていただけますか。

◎菊地税務課長 国土交通省のほうで、この法律改正に当たっていろいろ調べたものがございまして、データも取りまとまっているようですけれども、公開されているものの中で都道府県別に何県に幾らとか、分けてあるものがなくて、手元にデータがないという状態でございます。

◎坂本(茂)委員 ただ、市町村を通じて把握はできるのではないですか。例えば、そういうことを把握しないままにこれが進められていく。法の改正に伴っての、条例を制定することはそれで構わないんですけども、ただ、県内で実際どれだけのものになっていくのかを考えると、一定把握しておく必要はないのでしょうか。

◎菊地税務課長 それにつきましては、国土交通省にどんなデータがあるかというのも含めて、問い合わせ等して、いただけるものであれば出していただいて、把握させていただこうと思います。

◎坂本（茂）委員 いや、国土交通省に聞くこともありますけど、市町村を通じてということは考えられないのでしょうか。

◎菊地税務課長 想定してなかったもので。そういった方法も含めて考えてみようと思います。

◎池脇委員 これは、マンションの敷地を売却する制度についての条例改正ということですよ。違うの。

◎菊地税務課長 マンション敷地売却については、法律のほうで改正がございまして、その中で売却の主体にマンション敷地売却組合というのが新たに制度的に創設されることになりまして、その組合について法人県民税を課すかどうかで、ほかの公益法人との並びで、収益事業を行う場合のみだけ法人県民税を課すことにしようというものでございます。売却制度自体について条例を変えるとか、そういうものではございません。

◎池脇委員 県内でもこういうマンション売却の組合の設立の動きというのはあるわけですか。

◎菊地税務課長 まだ制度的に法律が6月25日に公布になりまして、本年の12月24日に施行されることとなっておりますので、まだそういった動きは出てないと承知しております。

◎明神委員長 いいですか。ほかにないですか。

（な し）

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《諮問》

◎明神委員長 続いて、諮問について、所管課の説明を求めます。

〈職員厚生課〉

◎明神委員長 職員厚生課の説明を求めます。

◎森下職員厚生課長 職員厚生課でございます。よろしくお願いいたします。

総務部の議案補足説明資料の赤いインデックスの職員厚生課のページをお願いします。追加で提出をいたしました退職手当支給制限処分に対する異議申し立てに関する諮問について、御説明をいたします。

まず、1の諮問の趣旨でございます。酒気帯び運転により懲戒免職になりました元職員に対して、平成26年7月10日付で退職手当の全額を支給しない処分を行いましたところ、9月5日付で知事に対して処分の取り消しを求める異議申し立てがありましたので、地方

自治法の規定により議会へ諮問をするものでございます。この諮問につきましては、下の点線で囲んであります部分ですが、地方自治法の第 206 条第 4 項に、「異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。」との規定に基づくものでございます。なお、異議申立人は決定に不服がある場合は、第 1 項の規定によりまして、総務大臣に審査請求ができることとなっております。

次に、2 の異議申し立ての概要でございます。異議申立人は元危機管理部消防政策課チーフの橋下幸治氏です。(4) に異議申し立ての趣旨及び理由を原文のまま記載をしております。概要は、酒気帯び運転の行為自体は深く反省をしているが、退職手当の全額不支給処分は 34 年余り県職員として勤務し、県勢の発展に努力してきたことを全く無にするものであり、退職手当が賃金後払いや生活保障の側面を持つことにかんがみると、過酷と言わざるを得ない。したがって、処分の取り消しを求めるというものでございます。

なお、異議申立書の写しは別冊のフラットファイルにつづっておるものでございますが、異議申し立てに関する諮問関係資料の 1 ページのほうにございます。もとの資料の補足説明資料の 5 のほうでございますが、異議申立人の主張につきましては、基本的には先ほどの趣旨及び理由のとおりでございますが、9 月 19 日に行いました口頭意見陳述の記録を、先ほどの紙ファイルの別冊資料の 3 ページに記載しております。

また、異議申立人から証拠資料として、ナンバー 7 になりますけれども、異議申立書を補足する内容の意見書とナンバー 1 からナンバー 6 まで、その根拠資料が提出されておりますので、紙ファイルの別冊資料の 9 ページから 72 ページに写しを添付しております。

もとの補足説明資料の 2 ページをお願いいたします。裏面でございます。3 のところに時系列でこれまでの経過を整理してございます。

その下の 4 の退職手当支給制限処分の概要でございます。4 つ目でございますが、支給制限処分の理由につきましては、懲戒免職の処分を受けたこと、そして下記の事情からも、公務の遂行に及ぼす支障並びに公務に対する信頼性に及ぼす影響が大きいことから、退職手当条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、「一般の退職手当等の全部を支給しない」としております。

ここで、条例の規定について御説明させていただきたいと思っております。別冊の資料、紙ファイルの資料、青のインデックスの上から 3 つ目に条例と書いておりますが、91 ページをお開きいただきたいと思います。青ラベルの条例というところでございます。条例の 12 条でございますが、職員が懲戒免職等の処分により退職したときは、そこにアンダーラインを引いてございますが、その括弧書きにあります、「職務及び責任、それから勤務の状況、非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における言動、公務の遂行に及ぼす支障の程度、公務に対する信頼に及ぼす影響の 7 つの事情を勘案しまして、退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる」と規定されて

おります。ここで、この規定を設けた経過でございますが、平成 20 年でございますが、公務員による不祥事の発生ということが背景にございまして、国民の信頼回復を図るために退職手当制度を適正化するという目的で、国家公務員退職手当法が改正されました。これに伴いまして、平成 21 年に国に準じた取り扱いとするよう条例を改正したものでございます。この改正を行います以前は、懲戒免職の場合、退職手当を一律に全額不支給としていましたが、懲戒免職処分とその他の懲戒処分とでは差が大き過ぎるということがありまして、懲戒免職処分とした場合に、職員の不利益がその非違行為の内容に比べて余りにも大きいといった場合に、自主的に退職を促すといったケースがあったということでございます。また、民間企業の裁判などの事例において、必ずしも一律に全額不支給という取り扱いはしないということがございました。こうしたことがありまして、非違の重大性と処分の間で均衡をとれたものにするため、全額不支給を原則としつつ、非違の程度に応じて一部を支給することが可能となるような制度にするという考え方でこの規定が設けられております。総務省からも、懲戒免職等の場合、全額不支給を原則としています国家公務員退職手当法の運用方針の内容に留意をし、規定の整備を図るようにとの通知がございまして、県としましても、国に準じ、こうした趣旨で条例改正を行ったものでございます。

次に、同じ資料の 93 ページをお願いいたします。国と同じ内容でございますが、県の運用方針でございます。記の 1 のところに、懲戒免職処分等の場合は、「退職手当の全額を支給しないこと」を原則とするという旨を定め、この運用方針については職員にも周知をしておるところでございます。

もとの補足説明資料の 2 ページにお戻りいただきたいと存じます。枠の中の一番下の事情の勘案について御説明させていただきます。午後 11 時ごろから翌日午前 1 時ごろまで飲食店で店員とビール中瓶五、六本を飲んだ後、帰宅途中に物損事故を起こし、酒気帯び運転で検挙されたということでございます。また、飲酒運転は反社会性の強い違反行為であり、県民を挙げてその撲滅に取り組んでおり、職員に対しては、飲酒運転をすれば原則免職とする厳しい方針を明らかにし、機会あるごとに飲酒運転に関する注意喚起を行ってきたこと。この行為は全職員の名誉を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものであり、その責任は重大であること。こうしたことから、退職手当の一部を支給しない処分にとどめるような考慮をすべき事情はないとしております。

次の 3 ページをお願いいたします。県の見解と対応案でございます。(1) は、退職手当は、職員が長期間勤務して退職する場合の勤続報償的な要素が強いものとして制度設計がなされています。賃金後払いや現実の機能として生活保障的な側面をあわせ持っているということですが、本件の場合は、飲酒運転に至った経緯にしんしゃくすべき事情が全くないこと。職員に対しては、飲酒運転すれば原則免職とする厳しい方針を明らかにし、機会あるごとに飲酒運転に関する注意喚起を行ってきていること。3 つ目ですが、懲戒免職

処分等の場合、退職手当を原則不支給とする国に準じた運用方針を明示していること。私生活上の非違行為ではありますが、チーフ職であり職員の模範となるべき立場にあったということ。飲酒運転は死亡事故等重大な結果を招きかねない反社会性の強い違反行為であり、県民を挙げてその撲滅に取り組んでいる中、この行為は全職員の名誉を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るもので、その影響が大きいこと。こうしたことから、本件は極めて重大な非違行為であり、退職手当の全部を支給しないこととする処分が相当であると判断をしております。

次に、(2) のところでございます。異議申立人は裁判所が全額不支給処分の取り消しを命じた判決の事例を数件挙げておりますが、処分の対象となった非違行為の内容も異なりますし、その背景や経緯、その他の事情もさまざまですので、これらをもって本件処分の妥当性を否定する根拠とはならないと考えております。また、全額不支給処分の取り消しを命じた判決を含めまして、退職手当条例の運用方針は否定されたわけではございません。

こうしたことから、対応案としましては、本件異議申し立てを棄却することが妥当だと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 質疑の前に今回の諮問議案の提案説明は執行部のほうからされたわけですが、やはり異議申し立てをされている方の主張も聞く必要はあるのではないかと思います。できれば、異議申立人の代理人の招致についてお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

◎明神委員長 ただいま、坂本委員から本議案の異議申立人代理人を参考人として当委員会に招致し意見を聴取すべきとの意見がありましたので、委員の皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

◎中内委員 それを呼んで聞くこともいいことだと思うけど、これは異議を申し立てちゃう人の代理で来るから、それは擁護の形をとるものじゃないかなと思いますね。事情もよくわかりますけど、そういうところを擁護してでも勝ち取りたいという印象を受ける。

◎土森委員 今、中内委員も言われたように、私は参考人だとか代理人だとか呼ぶ必要はないと思いますね。その理由としてお聞きしておきたいと思いますが、僕の記憶では、平成9年から厳罰化に踏み切ってますよね。それも飲酒運転というのは、個人の問題だけではなしに、人を害するおそれがある。例えば、交通死亡事故を起こすとか、そういうこともあって、公務員たる者がお酒を飲んで車を運転する、そういうことはいかんねということで厳罰化をしてきた経過があると思うんですね。それから、一般職員で14名の方が飲酒運転で懲戒処分、退職金不支給。14名のうちの1人は、これはそういう処置をとってない

んですけども、これは理由がある、二日酔いだとかいうことで。それと、教育関係で 29 名の方が処分を受けている。そして公営企業局、警察もありましてね。この中で、だれ一人としても異議申し立てというのはいしてない。これ僕の調べたところではそうなんです。ですから、これ、あくまでも個人の問題でありますので、議会の委員会でこれを審査するというよりも法的処置をとってやるべきであると私は考えておまして、参考人だとか代理人だとか呼ぶ必要はないと、こういう基本的な考え方です。

◎塚地委員 議会として諮問を今回受けたわけなんですけれども、今、土森委員のお話にもありましたように、私はやっぱり公務員が飲酒運転をするということに対する社会的な批判の声というのも当然大きくて、それはもう本当に真摯に受けとめなくてはならない問題だと思っていますけれども、一方、司法でも争われているように、退職金の性格をかんがみて、飲酒運転をした後、刑事罰を受けて、行政処分を受けて、身分を失うと。今さまざまな処分がなされた上で、退職金の支給が全額なくなるということは確かにその方の生活保障の面で言うと、大きな課題があるのも確かで、そういう意味で、平成 21 年度の法改正もあったと思うので、そこについての議論は、一定していかななくてはならないんじゃないか。大変微妙で難しい問題ですけれども、そこはやっぱり課題として、司法の場でも賛否が分かれるという状況ですので、そこは議論の余地があるんじゃないかなと思うんです。ただ、議会という場で、司法の判断を超える判断ができるのかというのは、司法の場になりますと、例えば参考人を呼ぶ、現地の調査もする、さまざまなあらゆる手だてを尽くして真理に迫って判断をすると。ただ、議会ですこまでできるのか大変疑問に思っております。だから、議会に対するこの諮問そのものがふさわしいのかということをおもっておりますので、今回のことについては、いわゆる司法の場でやっぱり判断を待つべきなのではないかと考えているところです。

◎明神委員長 賛否両論ありますので、参考人を招致する、しないにつきまして、採決を行いたいと思います。

参考人を招致することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎明神委員長 挙手少数であります。

よって、挙手少数であり、当委員会としては、参考人を招致しないことといたします。引き続き、質疑を行います。

◎加藤委員 まず、幾つか確認したいんですけれども、事実確認として、この参考資料、別冊いただいておりますけど、異議申立書から始まり、意見書までいろいろと出していただいておりますけど、これはその事実から違うことは特にないんでしょうかね。そこをちょっとまず 1 点確認しておきたいんですけど。

◎森下職員厚生課長 事実と違うところといたしましては、意見書の 3 ページになります

が、資料 65 ページの上から 3 行目に懲戒処分を受けたこともなく、無断欠勤や勤務命令違反などないと書かれておりますが、後段の分の無断欠勤や勤務命令違反などないという部分に関しては事実と異なっております。

◎加藤委員 それは無断欠勤や勤務命令違反があったということですか。

◎小谷総務部長 懲戒処分は受けておりませんが、組合の違法なストライキへの参加ということで、勤務時間中のストライキへの参加ですので、欠勤になります。無断欠勤になります。また、そのことについては職務命令出ておりました。それに違反しておりますので、懲戒処分はしてませんが、訓諭措置をとっておるのが少なくとも 1 件あります。そういう意味で、この点は事実ではございません。その他、いろいろ事実、御本人も書いておりますが、知らないところもございまして。それについてはちょっと事実かどうかという、当方で責任を持ってお答えはできませんが、明らかに誤っておるところがあるとすると、今の無断欠勤、職務命令違反がないというところは事実と反しておる。

◎加藤委員 プライベートなことも書いてますので、いろいろとあろうかと思いますが、今のストライキに参加して欠勤をしたとかということは、今回の事案の判断には関係するところですか。そこはどうですか。

◎小谷総務部長 今回の処分するに当たって、そのことで特に重くしたということはないです。それがなくても、今回は飲酒運転に及んでおりますし、その飲酒運転に至った事情というのが情状酌量すべき事情がないということで、そこに立ち入るまでもなく、今回の処分を判断しております。

◎加藤委員 事実確認はそれまでにしたいと思っておりますが、先ほど土森委員からも御発言ありましたけど、これまでに飲酒で退職手当の人数とか出した例がないとかという、そこもちょっと事実確認をしたいんですが。これまで飲酒運転で退職金を支給した例というのはあるんですかね。

◎小谷総務部長 厳罰化、平成 9 年にいたしましてから、先ほど土森委員からもありました知事部局におきましては、14 人が処分をされております。懲戒免職 13 人と停職 1 名。この停職につきましては、道路交通法違反まで至っていないということで、人事委員会の採決により、懲戒免職処分が停職 1 年となっております。駐車場でぶつけた事案でございました。懲戒免職になった 13 人のうち、この条例が変わりました以前であれば、懲戒免職であれば、当然、退職手当全額不支給でございましたけども、それがために懲戒免職処分をためらう事案があるのではないかということでこの制度ができて、それ以降に懲戒免職になったのは、臨時職員 1 名と本件だけでありまして、当然退職手当は出してないということになります。条例が変わる前まで懲戒免職の場合は、退職手当全額不支給ですので、当然不支給で、今まで懲戒免職で退職手当を出した例はないということになります。

◎加藤委員 わかりました。ただ、この職員の退職手当に関する条例の第12条を見ると、「事情を勘案して、退職金手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる」という文言があるわけですね。これを見ると、支給しないこととする処分も行うことができると。支給してもせんでもどっちでもいけるよというふうにもとらえかねない条文でもあろうかと思うんですよ。ただ、運用方針を見ると、「全部支給しないことが原則」という運用方針でありますよね。今回、異議申し立てが出てきている、ちょっとわかりづらいというか、どっちともとれるようなニュアンスになってるんじゃないかなんか思っておりますけど、そこはどうでしょうかね。

◎小谷総務部長 確かに条例の規定というのは、「退職金手当の全部または一部を支給しない処分を行うことができる」と書いてありますので、ぱっと見、原則と例外が逆のようにも見えます。ただ、この規定ぶりは国家公務員法の規定と同じでございます、資料の中で一番最後、115 ページ、国の通知があります。国家公務員の退職手当法が変わった後、地方公務員法ではなくて、「地方公務員についても」ということで来ております。総務省からの通知でございますけれども、この制度改正の趣旨ですとか、あと後ろの116ページのほうです。国家公務員については、「一般の退職手当の全部を支給しないことを原則としている。」また、これのとおりやるべきということで、その次に、参考までにこの条例の改正案というのがついておりまして、この規定ぶりも国家公務員とあわせて、当方の条例と同じ規定になっております。原則、例外の方というのは法制的な書き方でそうなってるのかもしれませんが、原則不支給というのはこういう趣旨でこの条例の規定になっておりまして、条例を改正する際にも議会にもそういう御説明させていただいた上で、こういう条例規定になっております。ただ確かに、ぱっと見、そういったところが原則例外、逆のように見えるという指摘はあるかと思えます。ただ、裁判のほうでも同様の規定、ほかの他県もほぼ同様の規定になっておるところが大多数でありまして、そういったところに関する裁判例でも一般の退職手当の全額不支給が原則というのは裁判でもそのとおり認定されておるところでございます。

◎加藤委員 例えば、一部支給しないこととする処分を行うことができる。要は、退職金を払ってもいいケースもあるわけですね。それはどんなケースを考えてますか。もし、飲酒で懲戒免職を受けて、退職金を払うケースというのはどういうときですか。

◎小谷総務部長 通常、懲戒免職はやはりかなり重たい処分であるのは事実です。停職は最長1年ですか、停職1年の次は懲戒免職しかないという中で、先ほど課長からも説明しました、全国的な運用などを見ておると、いわゆる諭旨免職、諭して退職と、退職手当は払うという運用もあったのではないかということで、それを制度化しよう、懲戒免職だけ、一部退職手当を払うというのを制度化しようということでできた規定でございますが、今のところ、本県において、そういったものに当たるような事案として、退職金は払わな

いけど懲戒免職にどういふものがあるかというの具体的には持っておりません。ただ、この条例見ていただきますと、下のほう、(1)、(2)、この規定に当たるときにこの規定がという、退職手当の全部または一部を支給しないことができることのできる時の1つが懲戒免職ですが、もう一つ規定がございまして、これ「地方公務員法の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあります。失職、実は我々非常に気をつけなきゃいけないのは、禁錮以上の刑になりますと、執行猶予がついたとしても、地方公務員法の失職事由に当たりまして、失職ということになります。例えば、交通事故がございまして、私的な車の運転で交通事故を起こしたときに、例えば結果が重大であった場合に、初めてであれば多分執行猶予がつくような場合もあるんですけども、執行猶予付の禁錮刑とかが仮にありますと、その場合は失職になってしまいます。それはもちろん事故を起こしたという責任はあるんですが、その事故に至る経過等を見たときに、これは場合によっては退職手当を支給することが適当ではないかということで、一部を支給している例は他県にもございまして、ちょっと事故の対応とかを見たときに、場合によっては退職手当の一部を支給するとか、全部支給するとか、そういったこともあるかとは思っています。ただ処分に至るような事案で、今のところ、こういった場合には退職手当は出す懲戒免職にしようというようなカテゴリーというのは明確に持ってはございません。

◎加藤委員 今回、非常に重い案件ですし、お一人の方のその御家族も含めて人生を左右するような案件を議会として議論をしなくてはいけないと思うんですよね。一つの要因としては、今議論させていただいております、この条例とその運用方針のわかりづらさというか、とらえ方によっては退職金が支給できるようにもとらえられるところにこの異議申し立てが来てるという側面もあるんじゃないかと思っているんですよね。ただ今回の不支給というのが、例えば、仮に覆るようなことがあれば、今までのやつが全部覆ってしまう可能性もあるわけで、かなりここは厳しく、お気持ちはわかって厳しくやっていかないといけないと思っています。国に準じてこの条例を改正したということですけど、全国が同じように国に準じて同じ文言でやってるんでしょうか。

それともう一つ重要なのが、この運用方針がどこまで職員の皆さんに周知徹底されてたのか。ここの2点、お答えいただけますでしょうか。

◎森下職員厚生課長 まず条例でございまして、都道府県で見ますとほとんどの県が同様の条例になっております。ただ幾つかの県は行うことができる規定ではなくて、原則不支給とするにして、事情を勘案して一部支給、不支給にとどめることができるといったような定めにしておる県もございまして。

運用方針の周知状況でございまして、これに関しましては、運用方針を平成 22 年 3 月に定めまして、そのときに所属を通じて全職員の周知を図るということと、県の庁内のイントラネットには掲示をして、いつでも職員が見ることができるように周知を図っており

ます。

◎加藤委員 原則としてという条例でやってるところもあるということでしたけど、むしろそっちのほうが現状にも即していますし、わかりやすいんじゃないかとも思いますけど、そこはどうお考えですか。

◎小谷総務部長 都道府県レベルで見ると、愛知県と福岡県の2県だけがそう規定しております。規定のしぶりは違いますが、方針として原則不支給というのは多分全都道府県一緒だと思いますけども、条例の書きぶりについてはちょっと検討させていただければなと思います。わざわざ改正することの趣旨が明確かということではありますけども、何か変えたようにも見えますので、そのところは慎重に検討させていただければと思います。

◎加藤委員 その件も今回のことを受けて、もう一度見直すところがないかというきっかけにもしていただきたいと思いますね。本当に、これ読ませていただきましたけども、御家庭、御家族もあって、もうお気持ちはよくわかる訴えともなってます。ただ、一方で客観的に条例に基づいて、運用に基づいて判断をしていかななくてはならないというのは当然なことだと思ってます。今条例を改正するかどうかというのはここでは答えは出ないと思うんですけども、もう一度周知徹底をする。もう絶対に原則不支給という徹底。これはもう再度改めて必要だと思いますし、今後絶対に飲酒運転が起きないと。職員の人生を守るためにも、厳しくそこは周知徹底を執行部としてもしていかないといけないと思いますけれども、最後にちょっと御所見を。

◎小谷総務部長 まずもって、厳罰化により大分減ったとはいえ、またこのような事件が起きてしまいました。徹底を常々しておりまして、こういった場合に過去の事例から見ると飲酒運転につながりやすい。だから、やめるようにという通知など割と細かく出しておりました。例えば、車で飲みに行くのはよくないと。帰りに代行運転を呼んでなかなかつかまらんとかいろんな事情でついつい乗っちゃってという例が過去にあるから車で飲みに行くのは絶対だめだとか、いろいろ事細かに事例も踏まえたりして、昨年も臨時職員ありまして、そういったときに割と細かく事例を出したりしております。そのときに、懲戒免職になるから、退職手当が出ないからではなくて、飲酒運転というのはそもそも人命を簡単に奪いかねない極めて悪質性の高い非違行為であるというところからさかのぼって職員に周知徹底を図っておりました。そうした中で本庁チーフによりまして、しかも車で飲みに行って、飲んでそのまま運転して帰って、物損事故を起こすという、こういう全く情状酌量の余地がない事案が起こりましたこと、大変申しわけなく思っております。この事件の発生を受けまして処分をしました日に、再度職員には通知をするとともに、各所属において飲酒運転の撲滅に向けた職員間の話し合いもしていただいています。各所属において、例えば懇親会をセットするのであれば、もう金曜日にしましようとか、その開始の時間をこうしたらいいんじゃないとか、車で飲みに行かないためにどうしたらいいのかとか、

いろんな活発な意見を各所属において議論していただいて、職員としては飲酒運転を起こさないという意識を新たにしたところでございますけども、なおのこと、いただいた御意見なども踏まえ、飲酒運転というのは二度と職員が起こさんということにつながりますように、いま一度、対応していきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

◎加藤委員 よろしくをお願いします。

◎坂本（茂）委員 私もこれまでもずっと言っておりますように、飲酒運転はそれは絶対あってはならない。だから、それを起こさないためにどうするのかというのは先ほど言われたような具体的な対応とか、あるいは、もしその方が依存症ぎみであれば医療的な部分からどういうふうにアプローチするかとか、そんなことも考えてもらいたいということもずっと言ってきました。そういう意味では、この異議申立人の飲酒運転をした行為自体は許されることではないだろうし、本人もそのことは極めて強く反省をしていると思うんです。そういった中で、やはりその退職手当が全額不支給となるような処分がどうなのかということは分けて考えておく必要があるんじゃないか。もともと、厳罰処分の懲戒免職についても、平成18年以降の懲戒免職事件の裁判例からいうても、32件中19件が処分の取り消しがされているわけですね。ですから、裁判に、司法にゆだねるということもある。もしこれが棄却ということになれば、御本人は司法の場に訴えるのかどうかわかりませんが、司法の場で処分取り消しが、50%を超えるほどの裁判例があるということを考えてときに、やはり慎重に議論をしておく必要はあると思います。そういうことを踏まえて、ちょっとお聞きたいと思うんですけれども、先ほど県の見解の中で言われた、いわゆる退職手当条例の運用方針は判決を含めて否定されていないということですけど、すべての判決で否定されてないのかどうかですね。否定されてる裁判例もあるのではないかと考えてますけれども、そこはどうなのかということが一つと。

否定をされても、なお全額不支給処分の取り消しを命じた判決もあるわけですよ、ここに書いてることを逆に言えば、そういう判決もあると。そういうことと比較したときに、この案件がどうなのかお聞きしたい。

そして、3つ目に、この見解の中の（1）で言われてる、「本件は」ということで言われておりますけれども、先ほど課長が説明された中で、いわゆる検討するための7要件のお話がありました。その7要件がすべてここで説明が尽くされているのかどうかというと、ちょっと漏れてる項目があるんじゃないかなと思います。そこをどういうふうに検討して、説明をされてるのかをお聞きしたいと思います。例えば、非違の内容及び程度、非違後における退職者の言動、公務の遂行に及ぼす支障の程度、こういったものが具体的にどうだったのかということですね。そういったことについてはちょっとここの中に触れられてないと思いますので、その点について、7要件の中で触れられてない部分について、どのような検討がされたのかということをお聞きしたいと思います。

そして、最後に、ことしの1月に国家公務員の懲戒処分の公表が総務省からされておりまして、ここでは飲酒運転で懲戒処分停職3カ月のプレスリリースがありますけれども、私どももいろいろ新聞などで見てみても、国家公務員の場合で懲戒免職になったケースというのは極めて少ないように思うんですが、この辺、先ほど言われるように、退職手当条例なり運用方針なりすべて国に準じて言えば、改定をしてきておりますけれども、ただ、処分のあり方とか、そういったことは国と随分違うのではないかなと思います。例えば、昨年12月30日に飲酒運転で民家の塀に衝突する事故を起こした国家公務員の方が停職3カ月というケースと、今回のケースというのは比較したときにどうなのかということなんかも検討されてるのかどうか、その辺についてお伺いします。

◎森下職員厚生課長 まず、訴訟においてすべて否定されているかということですが、なかなかすべての訴訟の事例を把握するのは難しいところもございまして、すべては難しいところありますが、ここで挙げられてます、京都地方裁判所、津地方裁判所、盛岡地方裁判所の例に関しましては、それぞれ高等裁判所のほうに上がっております。最高裁判所まで行ったものもありますけれども、これらの高等裁判所の事例を見たときに、退職手当の原則不支給という運用方針そのものが否定されているという事例はないと考えております。

それから、また同じくこれらの事例ということになりますけれども、取り消しをされた事例、それぞれ申し上げましたように、事例に関しては背景ですとか非違行為の内容、それぞれその他の事情というのもさまざまですので、なかなか簡単に比較してというのは難しいところがあると思いますけれども、これらの中で、高等裁判所以上で退職手当の全額不支給処分が取り消しされたという事例は、二日酔いの事例ということになりますので、今回の事例と比較することは難しいんでないかと思います。これをもって、今回の事例の妥当性について疑義が出るというような事例ではないと思っております。

それから条例の7つの事情でございまして、これにつきましては、それぞれ7つの項目をしんしゃくはするんですけれども、結果的に内容によって、そこを加重に考えたり、軽減する要素として考えたりというのはありますが、検討した結果、しんしゃくする内容がないということもございまして。条例に沿って少し御説明を加えさせていただきますと、まず、1番目の職の職務及び責任ということで申し上げますと、今回の事案はその職務に関連したものではございませんけれども、県の重点施策として飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、管理職ではないとはいえ、チーフという一般職員の模範となるべき立場の者がこういう行為をしたということで、やはりその責任は重いと考えました。また2つ目の勤務の状況でございまして、この項目は基本的には勤務状況なんかが悪い場合に加重を検討するということが想定される項目でございまして。異議申立人の場合は処分歴、先ほど申し上げましたようなことはございませぬけれども、同様の処分歴等はないということでございまして。それから、先ほどの勤務の状況につきましては、ですから、まじめに勤務されておったと

ということですが、そういうことは通常の業務の範囲内のことでございますので、今回のような非常に重大な非違行為について処分の軽減を検討すべき特段の事由にはならないと考えております。それから、内容及び程度につきましては、繰り返しになりますが、飲酒運転は死亡等に結びつく、招きかねない重大なことでございますので、非常に反社会性が強いということで、我々、県の職員率先して法令を遵守しなければならないという立場でございます。その上、物損事故を起こしているということで、責任は極めて重大であると判断をいたしております。4番目の非違行為に至った経過につきましても、この事案の場合は全くそういうしんしゃくすべき事情がないと。スナックへ飲みに行って、そのまま運転した事例でございますので、悪質な行為であると言わざるを得ないということでございます。それから、当該非違後の言動でございますが、この項目、基本的には報告を怠ったりとか、非違行為を隠ぺいするというような行動をとった場合に加重に考えることが想定される項目でございますけれども、異議申し立てに深く反省しているということなんですけれども、このことによって、県民の県政への信頼を裏切る、背信行為への悪影響が軽減される、そういう努力をしたとまでは言えないと判断をいたしました。それから、6番目の公務の遂行に及ぼす支障の程度。ここでは、異議申立人から、担当の業務について、上司及び同僚に説明を行って、支障を来さないように配慮をしたということでございますが、これは業務として考えた場合には、当然かつまた通常の範囲内の対応だと思います。特に、これをもって処分の軽減を検討するという事項とまでは言えないと考えております。それから、当該非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響でございますが、飲酒運転という、繰り返しになりますが、反社会性が高い違反行為ということで、県民を挙げてその撲滅に取り組んでおるということで、職員全体の名誉だけではなくて、県政への信頼を損ねたということで、その責任は極めて重大と判断をいたしました。また、異議申立人からは、現在経済的に困窮していると、そういった家庭の事情だとか、年齢的に再就職が困難だというようなことで処分は過酷であるという主張もしておりますけれども、こういう事情に関しては、条例で定められたしんしゃくすべき事情には当たりません。

以上のことから、一部を支給しない処分にとどめる理由はないと判断をしております。

◎澤田人事課長 人事課長、澤田でございます。

今回、国と違いまして、本県は平成9年度にこの厳罰の方針を定めましたが、当時、職員による飲酒運転による違法行為が後を絶たず、連年、複数の飲酒運転がなされておりまして、県民から強い批判の声が上がるとともに、県議会からも飲酒運転の絶滅に関する決議が行われております。こういった中での飲酒運転の根絶を図る方策の一つとして、職員が違反行為を行った場合の処分について厳罰化の方針で臨むことを平成9年11月20日に施行したところでございます。昨年も臨時職員の飲酒運転ありました。本年度もこの正職員の飲酒運転がございましたので、厳罰の方針を見直すことが、全国的な動向から言い

ましても、その流れはないと判断しているところでございます。

◎坂本（茂）委員　そういうこと、聞いてない。

◎澤田人事課長　よろしかったですか。

◎土森委員　裁判所やないがやけんね。

◎坂本（茂）委員　次、国家公務員のも答えてや。

◎土森委員　裁判所やないがやけん、いちいちいちそんなことを聞いたとしても、無意味なことよ。

◎坂本（茂）委員　いやいや、諮問を受けちゅうがですから。国家公務員のこと答えてください。さっき聞いたでしょ。

◎澤田人事課長　国家公務員と本県との事情は、若干先ほど申したとおり違うと考えてるところでございますが。

◎坂本（茂）委員　いや、だから、どういうふうに、例えば、国家公務員が停職3カ月で済ませているというのは、極めてその軽微な飲酒運転だったのかどうか。そういうことなんかも、本来だったら検討した上でそれと比較してどうなのかとかいうことも必要ではないかなと思うわけです。だから、その違いを聞いているわけです。そのことを後ほどもう一遍答えてください。

それとあわせて、先ほど課長が言われた、その7要件のここに書かれてなかった部分を口頭で今言われましたけども、例えば、そういうのは職員として通常の勤務をしていたら当たり前なことであって、何らしんしゃくする余地はないと言われましたけども、それはそういう位置づけのものなのか。どんなにまじめに、あるいは物すごく県勢に貢献したとかいうことをしていても、その7つの要件をしんしゃくするときには、考慮がされないのかどうか。そういったところはどうか。たまたまこの橋本異議申立人がそれほどの勤務状況ではなかったのかどうか。そういう検討はされた上でやっぱりしんしゃくすべきではないのかなと。それは、まさにここにありますように、勤続報償的な要素が強いものとして制度設計がされているけども、一方で、賃金後払いや生活保障的な側面をあわせ持つということも確定されてるわけですから。そういう意味で言えば、勤続保障的な要素がある中で、全額不支給にするということはそれらをすべて否定してしまうことですから、それだけの要素がないといけないということが過去の判例なんかで言われてると思うんです。ですから、先ほど言われたように、例えば、その運用方針が否定されてないとしても、全額不支給処分の取り消しを命じた判決などでは、そういったところがどうだったのかということで、個別事情を勘案して判決を出してるわけですよ。ですから、今回においても、そういったところはきちんとやっぱり精査した上で判断すべきではないのかなと思うんですけども。その点と先ほどの国家公務員との比較2点、お聞きします。

◎門田総務副部長　国家公務員のごことは不支給処分ではなくて懲戒処分のごことということ

で、人事課長お答えをいたしました。個々のケースについて、国家公務員のケースとは比較はしておりません。ただ、基準がどうであるかということは、先ほど人事課長から申し上げたとおり、今見直すときではない。飲酒運転に対する県民からの批判は大きいですし、飲酒運転における死亡事故、悲惨な事故も後を絶ちません。この時期に、基準としては見直すべき時期ではないということ。その基準に当てはめて、今回は懲戒処分としてしんしゃくするところはありませんでしたので懲戒免職という処分にしたという、処分についてはそういうことでございます。

◎坂本（茂）委員 私、見直してくれと今聞きゆうわけやないのです。もうはっきり言ってもらいたいんですが、国家公務員の3カ月の停職のこの事例というのはどうだったかということ調べているのか調べてないのかだけ教えてください。

◎澤田人事課長 国家公務員の個々の事例については調べておりません。

◎明神委員長 いいですか。

◎坂本（茂）委員 いや、まだ答え、まだ終わってない。

◎小谷総務部長 資料にありますこの運用方針で、確かに7つきっちりと検討すべき事項書いてあります。先ほど課長お答え申し上げましたけども、この運用方針に沿って一つずつ丁寧に今回の事例について当てはめております。坂本委員がおっしゃっていたところの非常にこれまで34年間頑張ってやってこられて、それがもっと仕事で成績を上げておれば違う判断があったのかという話ですが、そんなことはございません。非常に優秀な職員だから助けるし、できの悪い職員だからという話では当然ございません。今回の飲酒運転というのがどういう対応であったかというのを見たときに情状酌量の余地は全くないということで判断し、先ほども申しましたけども、勤務の状況欄ですけども、運用方針でいけば、93ページの4番のところですけども、ここでどういうことを検討するかという考え方を示しています。「例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には処分を加重することを検討する」というので、基本的な考え方、加重の項目だと考えておまして、これまでまじめだったから許される、軽減しようというふうにはこの基準としては持っておりませんので関係ありませんし、橋本氏についてはこの適用があるわけは当然ございませんので、今回の一事をもって判断をさせていただいております。その他の事項についても先ほど課長が一つずつ答弁しましたように、今回の事例を慎重に検討いたしまして、今回の判断としているものでございます。

◎中内委員 いろいろ意見書等にも書いてありますように、個人的なことではちょっと同情したいような面もありますけれど、娘が大学行きゆうからと、家の住宅ローンが残っておるとかということも書いてありますけれど、こんなことは最初からわかっちゃうことやと思います。わかっちゃったことをやっぱりのみ込んでお酒も飲み込んでしまったというようなことですから、これは残念だけど酌量には値せんように思うけど、こういういろい

ろな議論、喧々諤々とやっておりますけれども、過去の県外の例でも、いい面もあれば悪い面もありますけれど、こういう議会が出した答申を裁判所がどこまで認めてくれますか。

◎小谷総務部長　こういった懲戒免職処分の後に退職手当の支給に関する別の処分という制度ができたのが平成 21 年度でございますので、事例としてはそれほど多くありませんが、同じように、県だけではございませんけど、他の議会において処分、異議申し立て、不服申し立て、いろいろありますけども、議論いただいて、その後裁判になってるのですが、必ずしも 100% 議会への諮問を経て、当局側の判断というのは、裁判でもそのまま 100% いるわけではございませんけども、議会、大変今回の諮問議案で、各委員の皆様非常に難しい案件をお願いして申しわけありません。もともとの趣旨というのは給与というのは、公務に携わる職員の基本的な事項でございます、給与については条例で定めるということになっております。その運用について、恣意的な運用がされてないかを、条例をチェックする立場の議会の委員の方々にチェックをいただいて、この案件が恣意的な運用をしていたかどうかというのは、基本的に御判断いただく基本的なところだと思います。司法の場で判決等を見ておりますと、いろんな事情を考慮しております。一番大きい、判決と今回の事案の差というのは二日酔いかどうかだと思っております、大概ひっくり返ってるのは二日酔いの事案でございますし、それから見たとき、今回は全然そんなことはないと思っております。本県においても厳罰、これは懲戒処分ですけども、懲戒処分に関して厳罰主義ということにはしておりますが、二日酔いについては別の判断をするというふうに、規準を二段で分けたりしております。今回の事案というのは、飲みに行っただけでそのまま代行を呼ぶことも全くなく、そのまま車に乗って帰ったという、これは情状酌量の余地が全くない典型的な飲酒運転でありますことから、もちろん慎重に判断いたしましたけども、もうほかの選択肢はないだろうということでこういう処分、懲戒免職、それから退職手当の全額不支給処分というのをさせていただいておりますけども、裁判というのはそれこそ事例ばらばらでございます。どんな対応で飲酒運転に及んだか、その結果はというのはばらばらでございます、必ずしもそれと比較することは困難かと思っております。今回については、この退職手当の条例が変わる前から、懲戒免職も、申し開きなく懲戒免職にすると、本県においては処分基準定めて、周知も十分して適用していた案件で、退職手当の判断云々の平成 21 年以前から、懲戒免職以外の選択肢がないような事案でございますので、いまだにこういったような飲酒運転が行われたというのは本当に大変県民の皆様申しわけなく、そこはもう二度と起こらんようにやっていかないとと思いますが、この案件についてはそういうことで御理解いただければと思います。

◎中内委員　裁判所ですから、この意見をどこまで聞いてくれるか、議会が喧々諤々言っても、そのことに取り合ってくれない裁判長もおるろうと思っておりますから、これは裁判所が

決めることだから、議会が言っても効力がないように私は思いますけれども、やはりけどそうしたことで喧々諤々と言うこと自体を、議会が言っても取り合ってくれないというようなことがあれば、諮問も何のためにしたんだろうというような、そういう不信感もあるわけですが、やっぱりその辺はどうですかね。

◎小谷総務部長 これ、地方自治法の規定によって、給与に関するこういった争いについては議会の諮問を経て、当局で決定ということになっております。この趣旨というのはやはり、給与というのは非常に根幹にかかわるものです。給与条例主義ということですから、基本的な部分は定めるとなっております。その条例を検討いただく議会の皆様から、この運用に当たります、個々の事案の運用について、それがその制度の趣旨から見て適当かどうかの御判断をさらに仰ぐという趣旨だと考えますので、今回持ってきております。そういう意味で言いますと、懲戒免職にした後、退職手当を出すか出さないか、これ条例でこういう規定があります。その退職手当を出すか出さんかについての運用方針というのは当方定めたものがございます。それから見て、今回の事案が逸脱してるかどうか、恣意的な運用になってないかどうか判断を議会にお願いをするものだと考えておまして、これは給与、それからこういった処分というのが非常に公務の基本的なところであるということから来た規定だと思っておりますので、御理解をいただいて御判断いただければと思っております。

◎浜田委員 長く議員をしてる人、あるいは1期目、2期目の方もおいでるんですが、今まで諮問案件が上がってきたのは20年間の中で初めてやなかったかなと思います。地方公共団体の長が、やっぱり政策決定、意思決定をするときの判断の基準は、ある程度、審議会制度みたいなのがあって、その審議会にゆだねて上級法で必置規定があった場合は、その必置規定に基づいた運用はされていると思うんですよね。今回の場合は、地方自治法の206条の中の4項に議会に対して諮問をするという、こういうことが書かれてあるんで、その条例の可否の判断を仰ぐために来たという説明が今ありましたけれども、このほかに、この議会に諮問を求められるような案件といたらどんな可能性があるのか、例えば上級法でそんなのが必置規定されてる部分があるのか。ほかにはありますか。この退職金手当条例というほかには。

◎森下職員厚生課長 これまでの例といたしましては、平成16年12月議会に、漁港施設の使用料の滞納処分に対する審査請求が出ておまして、この際に議会のほうへ諮問をしたといったようなケースがございました。

◎土森委員 県民一般から見て、公務員が飲酒運転して車に乗るといって、これ罪悪ですよ、県民から見たら。それで公務員たるものは、法令・条例運用を厳守していかないかん。もし犯したものは厳しく厳罰をせられる。そういうことをちゃんと書いてますよね。その周知徹底をずっとやってきたわけでしょう。執行部としてはね。その上で今回処置を決めた

わけですね。過去の事例いろんなものを見ながらやって。新しい事案ができたときにね。ここは退職手当の制度を変えるとか、そのことを審議せよとか、そういう場合には必要だと思いますよ。また別に設けたらいいことです。これ個人の問題よね。この委員会で余り踏み込んで審議すべきでないと思いますね。その辺きれいに整理をしていただきたいと思います。

◎池脇委員 これまでの執行部の説明を聞き、この資料も読ませていただき、今回この諮問の趣旨も含めたこのペーパーを読んで、県の見解と対応が述べられている。その内容について、恣意があるかどうかということについては、そうしたものは見受けられることはない。また、条例等を法的に整合性がない結論を導き出しているのかといえば、整合性はきちっととらえているということでありまして、この懸案については、この県の見解と対応案について、異議はありません。何かこの中に問題があるとは考えません。先ほど来から議論になってる部分は、かなりこの異議申し立てをされた方が、裁判という手段をとられるのであれば、そちらで何らかの判決が出るだろうと思いますので、我々が諮問を受けた以上、この内容について理解をし、そして、この県の見解をどう理解をするかということだろうと思いますので、その点については十分理解ができる内容になっていると考えますので、私は県の提案については異議がないなと思います。

◎明神委員長 まだありますか。簡潔に。

◎坂本（茂）委員 さっき総務部長が中内委員の質問に対して言われた、例えば議会でこの諮問について議論をして、その結果が裁判で変わった例などがあるのかということで、最近では岩手県議会の総務委員会が棄却をして、それに対して盛岡地方裁判所、仙台高等裁判所がその処分を取り消すようにと、一部支給を認める判決を出したという例が直近ではあると思うんですけども、それでも総務部長が言われた二日酔いの事例と言うたのは、このことを指してるのかなと思うんですけども、この方の場合はなぜ二日酔いかというと、結局、お酒飲んで泥酔して運転できなかつたわけですね。泥酔して家でずっと寝てて、それで二日酔いで次の日運転してるということですので、同じ二日酔いということを経由にされてますけども、もっと深酒をしてということからいけば、検討すべき課題ではあったのではないのかなと思ったりもしています。いずれにしましても、運用方針があるからといって、運用方針に沿って結論を出すということについては、どこの裁判例でも、それだけじゃないですよ。やはり個別の具体の判断をして、先ほど言われた7要件の問題もそうですけれども、それぞれ背景も先ほどから言われているように、課長が言われているように背景も違いがあるわけですから、個別にきちんと事情を考慮して判断すべきという対応をしていただくことが望ましいと思いますので、私はそのことを最後に述べさせていただきます。

◎小谷総務部長 運用方針例があるから問答無用だと、そういう話ではございませんで、

当然のことながら、背景等も調べて本人の申し立ても聞き、運用方針に1つずつ丁寧に今回の事例を当てはめるとの結論でございまして、飲酒運転だから論外という対応をしたわけでは当然ございません。そこは、先ほど課長から答弁いたしましたけども、7つの要件それぞれ今回の事例を丁寧に当てはめた上で、本人の申し立ても聞いて、それに反する事情等々ないか、きっちりと聞いた上で、今回このように考えて議会にお諮りしておりますので、そこは誤解なきようお願いいたします。

◎明神委員長 わかりました。ほかに質疑ないですか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部の諮問を終わります。

〈財政課〉

◎明神委員長 続いて、総務部より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。それでは、「財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況について」及び「今後の財政収支の試算について」、内容が関連しておりますので一括し、財政課の説明を求めます。

◎山本参事兼財政課長 財政課でございます。よろしくお願いいたします。それでは、「財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況」と「今後の財政収支の試算」、2件について御報告を申し上げます。

まず、財政健全化法に基づく健全化判断比率の状況につきまして、御報告を申し上げます。資料は、総務部の報告資料の財政課の赤いインデックスのついた1ページをお願いいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成25年度決算に基づく一般会計等の4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について御報告をさせていただきます。まず、一般会計等の健全化判断比率でございますけども、平成25年度の決算に基づきまして、各指標を算定いたしました結果、いずれの指標につきましても、昨年度に引き続きまして、財政の早期健全化が求められます早期の健全化基準を下回る結果となっております。健全な水準を維持しているところでございます。

個別に御説明申し上げますと、まず、①の実質赤字比率。こちらにつきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますけども、一般会計等が28億円の黒字でありましたことから、実質赤字比率が発生しておらず該当なしという結果になってございます。

次に②の連結実質赤字比率。こちらにつきましては、一般会計等に公営企業会計を加えたすべての会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますけども、先ほど申し上げましたように、一般会計等の黒字に加えまして、公営企業会計が85億円の資金剰余であったということから、連結実質赤字も発生しておらず、こちらも該当なしとなっております。

次に③の実質公債費比率でございますが、こちらは一般会計等が負担する地方債の元利償還金、あるいは準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年の平均で算出をいたしておりますが、平成25年度は13.6%でございます、昨年度から1.1ポイント改善しております。こちらは平成22年度と平成25年度、単年度で比べますと、地方債の元利償還金が多く減少したということによりまして、指標が改善しているところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。④の将来負担比率でございますが、こちらにつきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、平成25年度は158.5%でございます、昨年度から0.1ポイント改善をしているということでございます。こちらにつきましては、全額後年度交付税措置されず臨時財政対策債以外の新たな起債の発行の抑制などに努めております結果、実質的な地方債残高が減少したことによるものでございます。

最後に、公営企業の資金不足比率について御説明申し上げます。この指標は、各公営企業会計におきます資金の不足額の事業規模に対する割合でございますけれども、表に書いておりますように、いずれの公営企業会計におきましても、資金不足額が生じなかったということで、昨年度に引き続き該当なしという結果になってございます。健全化判断比率の状況につきましては、以上でございます。

続きましては、今後の財政収支の試算につきまして、御報告をさせていただきます。今後の財政運営の参考にするという観点で、本年度も平成32年度までの財政収支の試算を作成しておりますので、御報告をさせていただきます。3ページを飛ばしていただきまして、4ページをお願いいたします。試算の概要ということでまとめてございますが、(2)の試算の前提条件に書いてございますように、今回も一定の前提を置いて試算をさせていただいております。まず、歳入につきましては、地方消費税の増税分も含めまして、社会保障と税の一体改革の影響を反映いたしますとともに、特に地方交付税につきましては、国の中期財政計画などを踏まえまして、厳しい見通しを立てているところでございます。また、歳出につきましては、例えば人件費について、平成27年度以降は知事部局3,300人として固定する、あるいは社会保障関係経費を年に3.2%増で見込むといった形で、基本的には昨年度と同様の考え方で推計を行っておりますけれども、南海トラフ地震対策に要する経費、こちら、必要な事業を改めて個別に積み上げをいたしておりますけれども、前回の推計よりも経費の見込み額が一定増加しているところでございますが、こちらにつきましては後ほど詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。

また、今回の試算結果でございますけれども、(3)の試算の結果の矢印の1つ目に書いておりますが、国の補正予算の有効活用などによりまして、南海トラフ地震対策に要する経費の増加を見込みましても、昨年度に比べまして、財政調整的な基金残高が増加または同程度となるなど、平成32年度まで安定的な財政面の見通しを立てることができたという

結果になってございます。詳細は後ほど御説明させていただきます。

他方で、(3)の矢印の2つ目、あるいは3つ目に書いておりますように、今後の国の議論の動向によりましては、社会保障と税の一体改革の本県の影響も変わってまいりますし、また南海トラフ地震対策につきましても、さらに強化をするといった必要性が生じる可能性もございます。また、財政健全化や税制改正など、国の地方税財政に関する議論の動向、とりわけ本県の場合、地方交付税の割合が高うございますので、今後の地方交付税に関する議論の動向にも、本県の財政運営が影響されると考えております。したがって、(4)に書いておりますように、平成27年度の当初予算の編成に向けましては、国の地方税財政に関する動向をしっかりと注視しながら、地方交付税の総額確保などを国に対してしっかりと訴えつつ、事業のめり張りなどにも留意いたしまして、見直しをより一層進めることなどによって、「県民サービスの確保」と「財政の健全化の推進」を両立できるように、しっかりとした予算編成に努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。今回の試算の具体的な結果につきまして、簡単にまとめさせていただいております。上の半分が昨年9月時点の推計結果、下半分が今回の推計結果となっております。棒グラフのうち色の濃い棒グラフがその年度末の財政調整的基金の残高、色の薄いグラフがその年度の財政収支を記載いたしております。まず、財政調整的基金残高につきましては、地方交付税の増などによりまして、平成25年度の取り崩し額が減少したといったことによりまして、平成26年度の残高が今回の推計では247億円と前回推計から増加しております。また、その後平成32年までの間も、前回の推計と同程度、あるいは前回の推計を上回る100億円を超える残高を維持できるという見通しになっているところでございます。また、財政収支につきましても平成27年度をごらんいただきますと、地方交付税を少し厳し目に見込んだことですか、新資料館等の大規模事業、あるいは南海トラフ地震対策に要する経費が増加したことなどによりまして、昨年度の推計よりも若干悪化をしておりますけれども、平成31年度には財源不足が解消されるといったような形で、財政収支の改善傾向が維持できていると考えておりまして、平成32年度までの間、安定的な財政運営を一定立てる見通しができたという試算結果になっているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。今回の試算の前提条件のうち、歳入の前提条件について書かせていただいております。下線を引いております部分が前回推計からの変更点でございますけれども、基本的に昨年度と同様の考え方で推計させていただいておりますが、特に普通交付税につきましては、その算定の基礎になります需要額につきまして、機械的に算出できるもの以外の需要をかなり厳し目に見込むなど、前回推計よりも一定厳しい見直しを立てて積算をしているところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。歳出の試算の前提条件になってございますけれども、

今回の試算では公債費につきまして、実勢を踏まえました金利設定等の若干の前提の見直しをさせていただいておりますが、基本的な歳出につきましても、前年度と同様の考え方で必要な歳出を見込む形にさせていただいているところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。今回の試算での南海トラフ地震対策の推計の詳細をまとめさせていただいております。1の平成27年度以降の設定の考え方にも書いておりますように、今回の試算でも第2期行動計画に掲げた目標達成するための必要な事業につきまして、可能な限り個別に積み上げるなど、できるだけ南海地震対策に要する経費を網羅的に盛り込んだところでございます。その結果、2の試算の概要のところに書いておりますように、平成26年度から平成32年度までに要する経費が1,707億円ということで、前回の推計よりも7年間の合計約200億円程度、経費が増加したところでございます。特に、第2期行動計画の最終年度であります平成27年度の経費がふえたところでございますし、また分野別で申し上げますと、被害の軽減対策、こちら津波高潮対策の公共事業などが増加したところでございます。今後、応急対策などにつきまして、さらに経費を、対策を強化する必要性が生じる可能性もございますことから、各年度の予算編成で適切に措置をまいりたいと考えてございます。

次に、9ページをお願いいたします。今回の試算での社会保障と税の一体改革の推計の考え方をまとめさせていただいております。今回の試算でも、国の社会保障と税の一体改革の影響を反映させていただいております。具体的には歳入につきましては、地方消費税の引き上げに伴います県税収源の増加ですとか、地方交付税への影響額を反映いたしております。また歳出につきましても、毎年約3%程度の社会保障関係経費の増を見込んだところでございまして、2の推計の概要にも書いておりますように、7年間の合計で、歳出については441億円、歳入については388億円の影響があると見込ませていただいているところでございます。

次に、10ページをお願いいたします。こちらも例年公表させていただいておりますが、今回の試算で見込んでおります大規模事業を一覧でまとめさせていただいております。表上、「新」と書いております事業が、今回の試算で新たに盛り込んだ大規模事業でございますけれども、既に着手しております次世代園芸団地等の整備ですとか、今回の9月補正予算で、関連事業の一部を計上しております坂本龍馬記念館の整備、あるいは、高知警察署建設を本年度新たに追加させていただいているところでございます。

最後に、11ページをお願いいたします。今後の一般会計の県債残高の推移の試算結果につきましてまとめさせていただいております。県債残高の総額といたしましては、今後も増加をするという見込みになっておりますが、これは国の財政事情などから地方交付税のかわりとして臨時的に発行しております臨時財政対策債の増加によるというものでございます。この臨時財政対策債につきましては、本年度全額交付税措置をされるということで、

この起債を除きました実質的な県債残高、グラフの下の薄い部分でございますが、こちらにつきましては引き続き低減傾向を維持できるという結果になっておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田委員 臨時財政対策債はずっとふえてきていますよね。これ、後年度措置が始まってから何年度目ぐらいからずっと交付税措置されてますか。

◎山本参事兼財政課長 臨時財政対策債につきましては、毎年の当然各団体の償還期間の状況などによって設定をされておりますけれども、大体20年から30年間で償還をしていくという前提で、毎年必要な額が交付税に算入されていくという形になっております。

◎浜田委員 毎年毎年されているわけ。

◎山本参事兼財政課長 毎年算入されているという状況でございます。

◎坂本（茂）委員 すいません。毎年の算入額が幾らになっているか表か何かでありますか。

◎山本参事兼財政課長 今、交付税上は、理論的な数字で毎年の元利償還金の措置額が入っていつておるんですが、ちょっと手元に細かい数字がございませんので、後ほど御報告させていただきます。

◎坂本（茂）委員 お願いします。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

◎澤田人事課長 委員長、先ほどの発言の中で1つ訂正がございます。坂本委員の質問の中で私、過去の国の事例調べておりませんと申し上げましたが、総務省の案件で1件停職処分になったものがございます。また、それから、国立大学法人の分でも停職になったというちょっと記憶がございまして、そういうことは承知しておりました。その上で、本県の過去の事例方針に照らして処分したということでございました。訂正させていただきます。失礼しました。

◎明神委員長 それでは、昼食のため休憩とします。再開は13時といたします。

（昼食のため休憩 11時44分～13時3分）

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈市町村振興課〉

◎明神委員長 「平成25年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況について」、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 市町村振興課でございます。地方公共団体の財政の健全化に関す

る法律によります、「平成 25 年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率」の速報値を取りまとめましたので、御報告させていただきます。赤いインデックスの市町村振興課と記載をしました資料をお願いいたします。

資料の 1 ページ目をお願いいたします。「平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の概要について、まず一番上の概要をごらんください。1 つ目の丸印でございます。健全化判断比率には 4 つの指標がございます。下の表に記載しております、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率がその指標でございます。その指標の下に括弧書きで記載しております数値が、それぞれの指標の早期健全化基準の数値でございます。いずれの指標につきましても、県内市町村で早期健全化基準及び財政再生基準以上の団体は昨年度ございませんでした。2 つ目の丸でございます。資金不足比率は、県内市町村が経営する公営企業に関する指標でございますが、経営健全化基準 20% 以上の会計は、前年度と同様に、高知市の国民宿舎運営事業特別会計の 1 会計となっております。こちらにつきましては後ほど資料の 4 ページで御説明させていただきます。

続きまして、健全化判断比率の各指標の状況について御説明をいたします。各指標の説明は資料の 2 ページ以降に記載しておりますけれども、1 ページの一覧表もあわせてごらんいただければと思います。それでは最初に、実質赤字比率でございますが、実質収支が赤字の団体はございません。

次に、連結実質赤字比率でございます。こちらは、公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の指標となります。昨年度は、室戸市 1 市のみ赤字が発生をしておりましたが、今年度は赤字が解消され、県内市町村に赤字の団体はございません。

次に 4 番の実質公債費比率でございますが、これは地方債の返済額に関する指標でございます。実質公債費比率の県内市町村の加重平均は 13.5% で、前年度から 1.1 ポイント改善しております。これは起債発行の抑制や繰上償還の実施、地方債の償還終了等によりまして、元利償還額が減少したことが改善要因となっております。全国平均と比較をいたしますと、9 月 30 日に総務省が全国の数値を発表しておりますが、全国の市町村の平均は 8.6% となっております。県内市町村は 13.5% でございますので、依然として高い状況にございますことから、引き続き比率の抑制に向けた努力が必要な状況でございます。なお、実質公債費比率が 18% 以上となった場合、その団体は地方債の発行に県知事の許可が必要な許可団体となります。平成 25 年度決算では、18% 以上の団体は室戸市、須崎市の 2 団体で、新たに許可団体となった団体はございません。また、昨年度、許可団体でありました高知市は、今年度は 18% を切りまして、許可団体から協議団体へと移行しております。

3 ページをお願いいたします。将来負担比率でございます。これは 3 月 31 日現在における一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債に関する指標でございます。県内市町村の加重平均は 64.4% で、昨年度から 6.7 ポイント改善をしており、昨年度と同様、早期健

全化基準 350%でございますが、それ以上の市町村はございません。比率が改善しました要因といたしましては、新たな起債発行の抑制、償還額以上に起債を発行しないなどの地方債残高を増加させない取り組みを行ってきたことなどにより、地方債現在高が減少したことなどが挙げられます。

次に、資料の4ページをお願いいたします。資金不足比率でございます。これは、県内市町村の公営企業会計ごとの指標でございますが、資金不足が生じた公営企業会計は全部で3会計でございます。そのうち、経営健全化基準20%を超えた会計は、昨年度と同様、高知市の国民宿舎運営事業特別会計でございます。下に高知市の状況につきましてはまとめてございますが、平成7年度のリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還額が多額であることが主な要因でございます。法によって策定が義務づけられております経営健全化計画を平成21年度に策定をしております、現在経営改善に取り組んでおるところでございます。昨年度に比べ、比率は20.9ポイント改善をしております。また、安芸市の住宅団地整備事業特別会計と四万十市の四万十市と畜場会計において、今年度新たに資金不足が生じておりますが、安芸市の住宅団地整備事業特別会計は、造成事業が繰り越しになったことにより、当初見込んでおりました分譲地の売却収益が得られなかったため、おおよそ800万円の資金不足が生じております。また、四万十市の四万十市と畜場会計は勸奨退職者に対する退職金が発生したことにより、おおよそ80万円の資金不足が生じたものでございます。両事業とも平成26年度中には資金不足が解消する見込みでございます。

最後に、全体を通してのまとめでございますが、平成25年度の健全化判断比率等につきましては、全体的に改善の方向にあり、財政は健全化に向かっていると考えられます。一方、県内市町村におきましては、南海トラフ地震対策や中山間地域対策、老朽化したインフラストラクチャーの改修、地域産業の振興、少子高齢化対策など、住民ニーズを踏まえた喫緊の課題への対応が求められております。また、合併団体におきましては、合併算定替の終了に伴い、早い団体で来年度から段階的に普通交付税が減少し始めることから、標準財政規模が縮小し、これを分母として算出をしております各指標は悪化する可能性がございます。また、合併団体に限らず、県内市町村の標準財政規模の大部分は普通交付税が占めており、交付税の動向は非常に重要な要素となりますことから、引き続き市町村と連携し、交付税の総額確保等を訴えていかなければならないと考えております。あわせて、南海トラフ地震対策など、さまざまな地域課題に的確に対応しつつ、健全な財政運営が図られますよう、市町村に対し助言等を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田委員 今、北川村とか津野町はマイナスで、褒めちゃったらええのか、どう言っているかわからんですけど、繰上償還なんかを一生懸命やってここまで来たと思う。努力は

認めますけども、今の首長の後の首長はなかなかやりづらいなど。今度プラスになっていくようなことになったら、起債を使うて事業をやっていくことになるんですけれども。この一方で、各市町村の貯金よね。これが、例えば、梶原町やったら 100 億円ぐらいあるんじゃないかと思いますが、その一覧表なんかも添えていただいたら、いろいろ余裕も見えると思うんですが、わかりましたら、また一覧表もいただきたいと思います。

◎成田市町村振興課長 基金の残高につきましては、決算見込みのほうの資料で。

◎浜田委員 決算委員会では出ますか。

◎成田市町村振興課長 市町村の決算見込みの取りまとめの公表で資料の中へ入れさせていただいております。大体、10 月末をめどに資料を取りまとめる作業をしておりますので、また、それが取りまとめになりましたら御説明させていただくようにします。

◎浜田委員 よろしくお願ひします。

◎塚地委員 基本的に財政が好転するのは悪いことじゃないと思うんですけれど、ただこの間、人件費の削減とかが結構進んできて、例えば市町村では、専門職がなかなか、土木の職員とか保健師の採用とかいうところが困難な状態も生まれているので、そのバランスというのは、単なる収支決算というだけでなく、住民サービスとの関係でどうだったのかということ判断していくことも一つ大事な視点じゃないかと思うんです。せんだって一覧表をいただいて、その専門職の職員の採用、これから計画的に進めていっていただかんといかんと思いますし、高知市なんかも今回災害が物すごく起こってるんですけど、その事業のスムーズな進行に必要な専門職員の判断がおくれて、なかなか事業が前向いて進まないという実態もあるので、その部分はぜひ留意をして見ていただきたいということと、人件費比率的にどういう変化があるかというところの資料を、ここ 5 年スパンぐらいで構わないんですけれども、ひょっといただけたらなど、お願ひです。

◎成田市町村振興課長 塚地委員おっしゃられましたように、市町村も、県も同様でございますけど、職員数はピークのと時から言いますと 20%以上削減はされておるといところでございます。今、我々も助言をさせていただいておりますのは、地域の必要な行政を考えたときにどういう人員体制が必要かということをお案して、定員管理計画等をつくってくださいと。平成 17 年ぐらいから集中改革プランなんかで、大体国は何%以上減しなさいという目標を立てて、全国的に減せ減せという圧力があつたんですが、今、国もそういうことはございませんので、常日ごろからそういう視点での助言はさせていただいております。人件費の比率につきましては、今、手元にはございませんので、また資料、御説明に上がりたいと思います。市町村の決算の取りまとめの中に、歳出決算に占める人件費の割合等は出ますので、また、そのときにあわせて御説明をさせていただくようにします。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎明神委員長 次に、会計管理局について行います。

最初に、議案について、会計管理局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎大原会計管理局長 会計管理局でございます。

県有財産の取得に関する議案が1件ございます。物品購入の予定価格が7,000万円以上のもので、財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いをしております。詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

〈総務事務センター〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

それでは、総務事務センターの説明を求めます。

◎山中総務事務センター課長 それでは、「県有財産の取得の議案につきまして」、御説明させていただきます。資料ナンバー3、議案（条例その他）の71ページに、第19号議案として情報処理機器の取得、それから、資料ナンバー4、議案説明書（条例その他）の6ページになりますけれども、その上段に説明として記載しております。議案の71ページと、議案説明書の6ページでございます。よろしいでしょうか。

新図書館情報システムの暫定稼働、これ平成27年6月予定でございますけれども、それに必要な情報処理機器の調達につきまして、新図書館整備課から請求がありまして、5月9日に一般競争入札の公告を行い、7月23日に日本電気株式会社高知支店と、富士通株式会社高知支店とが参加して入札を行いました。その結果、富士通株式会社高知支店が1億6,956万円で落札し、仮契約を8月7日付で締結しております。新図書館情報システムは、高知県立図書館と高知市の市民図書館及びその分館・分室が共同で使用するシステムということで、サーバーや端末などの情報処理機器につきましても県分と高知市分とがあり、県分の機器にかかる金額は5,937万5,398円となっております。今回、その県分の機器の取得につきまして議決を求めますのでございます。

よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 1つは、県分と高知市分ということで、当然、高知市分の負担が大きいというのはさっき言われたように、本館だけでなく、それぞれの地域に分館があることで、それだけシステム自体が複雑になるのか、システムそのものはそう変わらないけれども、設置するいろんな機器が多くなるから負担割合が大きいのか、その辺はどんなに受けとめている。

◎山中総務事務センター課長 数的に見まして、坂本委員が言われたように、数が多いために高知市分が大きくなってます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つは、この暫定分と本稼働というのはどんなつながりになってくるか、ちょっと説明を。

◎山中総務事務センター課長 その詳細につきましては、新図書館整備課が来てますけれども、そちらのほうからの説明でよろしいでしょうか。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館整備課です。よろしくお願いします。

暫定稼働は来年の6月からの予定でございまして、図書館が今の高知県立図書館と高知市民図書館、現在の本館、図書館2つですけれども、1つのシステムをつくりまして、共通利用カードというのもつくっておりますので、そのカードを使って、1つのシステムとして、高知県立図書館の蔵書と高知市民図書館の蔵書について、貸し出し・返却等の利用ができるような形にすると。本稼働は、当然新図書館ができてからということになりますので、その間の暫定稼働の期間中に使う機器の購入ということで、本稼働用の機器の購入につきましては、また来年度、再来年度で購入を予定しております。

◎坂本（茂）委員 本稼働用の機器の購入をするときに暫定分と多少差し引きができるとか、暫定分があつて本稼働へつながっていくんだったら、その分、多少関連性もあるから、割引言うたらおかしいですけども、そういうメリッ的な部分があるのかということと、本稼働は本稼働で、また再度入札は新たにするとしたら、この暫定稼働分でやったこの業者との関係はどんなにつながるのか、わかれば教えてください。

◎渡辺新図書館整備課長 本稼働までに購入する機器としましては、自動貸出機ですとか返却機、あと予約棚。これは新図書館の整備に伴って一緒に整備しますが、そういったものがございます。今回の暫定稼働用で購入した機器というのは、当然、本稼働後もそのまま引き続き使いますので、本稼働用の機器としては、まだ開館が平成29年3月の予定をしておりますので、本稼働用の機器につきましてはその時期にあわせた形で購入をすることで計画をしております。

◎浜田委員 この中は、ハードとソフトも一体となったと考えていいですか。例えば、自動貸出機なんかも、パソコンで検索をしてから機械が自動的に書庫へ走ってとりに行ってぱっとつかんでまた持ってくるというシステムやったと思ったんですが、そのハード部分も全部含めてのお金と考えたらいいですか。

◎渡辺新図書館整備課長 今回の暫定稼働用の機器というのは、例えば、自動貸出機は、これはまだ来年度以降に計画しておりますけど、ICタグとかを貼付しました資料をそこに置くと、それで貸し出しの処理ができるというものでございます。今回の分につきましてはハード、いわゆる機器の購入でございます。

◎塚地委員 暫定稼働したものを本格稼働のときには、ハードはそのままその機械を持っ

ていってそこで使えるということですよ。それで、ソフトの部分で、いわゆる学校図書館ですとか市町村図書館との連携というようなソフトの部分は、それはこの中には入っていないんですか。

◎渡辺新図書館整備課長 ソフトの部分は、今、別に新図書館情報システムの構築委託ということで、別途、委託業務をやっておりまして、今回の来年6月の暫定稼働に向けたシステム構築、その後、本稼働に向けたシステム構築ということで、ソフトの部分につきましては、そちらのシステム構築委託の部分でやっております。市町村の図書館、学校図書館との関係につきましては、今回の暫定稼働で利用する形というのは、今現在のものとは変わることはないです。市町村立図書館は、要するにインターネットとかでの関連はありますけれども、直接その同じシステムを使ってという形にはなっておりません。横断検索とかいろんな検索はインターネットを通じてできますけれども、新図書館で今構築しているシステムそのものを全部の県下の市町村立図書館で使う形にはなってないです。

◎池脇委員 そもそも論で申しわけないけれども、そうした図書館の機能というのは、今はまだ一体化してないですよ。高知県立図書館と高知市立図書館、それぞれの館でそれぞれ運営されているわけで。新しい図書館ができれば、さっきおっしゃった新たなシステムで行うと。間に暫定的に何かするために機器を購入してということについて、よく理解できないんですけれども、どういう発想でそういうことができて、そういう対応をされているのか、御説明いただけたら。

◎渡辺新図書館整備課長 本稼働のときに、それまで作り上げてきたシステムをその本稼働からいきなり使うということになりますと、それまでいろんな試験とか十分にできないままにやっていきますと、その後いろいろと支障が出てこようかと思えます。それで、事前にそういった一体となったシステムをつくり上げておいて、それでそのシステムを使っていく中で、そのシステム構築、作成もどんどん精度の高い充実したものにさせていくというのが1つあります。それともう一つは、現在、両図書館で使っていますシステムそのものが、高知県立図書館でしたら今年度末でもう7年経過をするということになります。通常でしたら5年で更新とかといった形になるんですけれども、そういったこともありますので、暫定稼働ということで、その本稼働に向けた準備も含めて、いろんな、例えば、自動貸出機につきましても、来年度、一応導入するように計画しておりまして、事前に利用者にもなれていただくということもございますし、新図書館の開館に向けて、開館後スムーズに利用者が見えるような形になるようにということで、一応、暫定稼働という形をとって本稼働に向けてやっていくよう考えています。

◎池脇委員 そもそも新図書館において、図書の貸し出し等を含めた運営機能に根本的に課題があるわけではなく、導入するシステム等については、既存の図書館でも機能してやっているわけですから、暫定的にという先ほどの御説明だと、それを今、本格稼働するま

でに県民・市民の方がなれないかとか、そういう次元で暫定稼働をさせて、機械を導入してやるというのは、絶対的必然性を感じないですね。どの図書館の新設の場合にも、よその県でそういう暫定的なことでやって対応している事例があるんですか。

◎渡辺新図書館整備課長 今回の新図書館につきましては、県立図書館と市民図書館の合築という、全国でも初めての図書館ございまして、現在、システム構築やっておりますけれども、それも前例のないものということになります。そのシステムがきちんと構築されていくようにということもございまして、暫定稼働ということで来年6月から考えておりますけど、その時点で、図書館としては高知県立図書館と高知市民図書館、2つございまして、例えば高知県立図書館で高知市民図書館の本を借りることができるようになる。あるいは、例えば、高知市民図書館の分館・分室で高知県立図書館の蔵書の貸し出し・返却ができるようになるといった、利用者の方にとっても大きなメリットがございまして、暫定稼働が始まるとそういったことができるようになりますので、そういったことも含めて、全体で考えた上で、暫定稼働をやって本稼働につなげていくという計画をしております。

◎池脇委員 だから、それは当初、新図書館をつくるときに、そういうことを事前にやりますという説明何もなかったですね。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館をつくるときに、基本構想・基本計画の段階で、そういった形でシステム構築するということまでの議論にはなってなかったかと思います。ただ、その後、新図書館建設に向けての予算を承認していただく中で、そのシステム構築の予算、平成25年度に契約をさせていただいておりますけれども、その予算の説明の中で、暫定稼働し本稼働をするという説明をさせていただいております。

◎池脇委員 それは過程の中で新しい仕組みをつくるということは十分理解してはおりますけれども、今はそれぞれ別々でやっているのに、新館での機能を今の2館に持たして暫定的にそれを施行するということは、当初、説明を受けてなかったことを指摘させていただいた。そういうことであれば、当初からそういう必然性が要る。だから、その必然性の問題をお聞きしたかった。そんな必然性が要るのだろうか。どの場合も新しい図書館ができたときには、それでスタートできてやっているわけで、別々でちゃんと、別に支障はないわけですね。そういうのにまた予算をつけてやることの特別の理由については、少し疑義がありましたのでお聞きしました。今、御説明で必要性はわかりましたので、了とはしますけれども。

◎塚地委員 図書館の建設計画が当初よりずれ込んでますよね。手順でいうと、今まさにそういう情報機器を整えて、ソフトもつくるという時期に来てるんですけども、本館自体の建設がおくれているということの関係性になってるんですかね。そこはどうなんでしょうか。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館の情報システムの構築につきましては、平成 25 年度に予算をいただいて、運用・保守も含めて平成 32 年までの契約を平成 25 年度に結んでシステム構築を現在も進めているところです。その後、平成 25 年 11 月に建築主体工事の入札が不調に終わりましたので、今年度、再度やり直しということになりましたので、開館時期が当初計画よりも約 1 年延期をせざるを得なくなっています。その関係で、システム構築についても、先ほど言いました暫定期間の時期も、ちょっとスケジュールを見直しました。見直して、本稼働までの期間が伸びましたので、その中で新たに必要となる経費が出てきましたので、この後、教育委員会の予算の説明ありますけども、その中でシステム構築の増額の予算について、今議会に計上させていただいておりますので、そのときに説明をさせていただこうと思っております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、次に、教育委員会について行います。

最初に、議案について、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承いたします。

◎田村教育長 それでは、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。

県立特別支援学校教諭が一般道におきまして最高速度を 58 キロメートルも超過し走行するという違反を行い、学校長への報告も怠った事案でございます。当該教諭に対しまして 9 月 19 日付で戒告の懲戒処分といたしました。今回の事案につきましては危険性の極めて高い行為で、教職員に対する信頼を損なう事案であり、県民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職責に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。詳細につきましては、後ほど、特別支援教育課長から説明させていただきます。

それから、今回の台風 18 号につきましては、現在のところ、特に被害等の報告もございませんし、休園・休校も特にないようでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。9 月議会には提出しております教育委員会関係の議案は、平成 26 年度一般会計補正予算の議案ほか 4 件でございます。

まず、補正予算の概要につきまして御説明をいたします。資料につきましては、お手元に配付されております資料ナンバー②平成 26 年度高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の 106 ページ、教育委員会補正予算の総括表をごらんください。教育委員会所管の補

正予算は、3億3,100万円余りの増額補正でございます。主なものを御説明させていただきます。まず、学校安全対策課でございますが、災害時に福祉避難所としても活用される特別支援学校におきまして、非常用電源設備を整備する経費につきまして増額補正をお願いするものでございます。次に、高等学校課でございます。県立高校におけるグローバル教育を推進するため、グローバル教育推進委員会の設置や、ICTを活用した教育環境の充実などで、高知南中学校・高校、高知西高校での先導的な取り組みを実施するための経費。また、中学校の学習内容に立ち返りながら数学Ⅰの学習を進めるための教材の作成に要します経費につきまして補正をお願いするものでございます。次に、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツの振興に向けた取り組みといたしまして、生涯学習課におきまして、青少年センター体育館の改修に要します経費を、また、スポーツ健康教育課におきまして、スポーツ推進プロジェクトを展開するための検討会の設置などに要します経費につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、資料ナンバー①平成26年9月高知県議会定例会議案（補正予算）、5ページをごらんください。繰越明許費の補正でございます。右側の「13 教育費」のうち、青少年教育施設整備費につきましては、高知県立塩見記念青少年プラザの改築工事に関しまして、また、その下の新図書館等整備事業費につきましては、新図書館複合施設の建設地での埋蔵文化財発掘調査委託業務におきまして、年度内での完了が見込めなくなりましたことから繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、次の6ページをお願いします。債務負担行為の補正でございます。一番下の学習問題作成委託料は、本県の課題であります思考力等の向上に向けて、新たな国語の課題克服教材集を作成し、平成27年度当初から授業や家庭学習で活用するため、債務負担行為をお願いするものでございます。次、7ページでございますが、新図書館情報システム等構築等委託料は、新図書館等複合施設の開館時期の延期に伴い、新図書館情報システムの暫定稼働期間が当初計画より延長されることなどから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料ナンバー④平成26年9月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）でございます。4ページをお願いします。まず、「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」でございます。この条例につきましては、法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定基準等について必要な改正を行いますとともに、幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る事項等を調査審議するための審議会の設置について定めようとするものでございます。次の「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」でございますが、この条例につきましては、保育所の設備及び運営に関する基準について、国の一部基準改正を考慮し、必要な改正を行おうとするものでございます。次に6ページをお願いします。中段の「新

図書館等複合施設電気設備工事請負契約の締結に関する議案」、それからその下の、「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案」でございます。それぞれの工事につきまして、工事請負契約の締結についての議決をお願いするものでございます。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項でございますが、冒頭に御説明いたしました、教職員の不祥事のほかに2件ございます。まず、平成26年度全国学力・学習状況調査結果につきまして、本年4月に実施されました結果が8月に公表されており、その内容等につきまして、小中学校課長から御説明させていただきます。次に、県立高等学校再編振興計画についてでございます。この計画につきましては、先月11日に計画の案を取りまとめ、現在パブリックコメント中でございます。このパブリックコメントに関し、現在の状況につきまして、高等学校課から御説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をお願いいたします。7月に「高知県産業教育審議会」、「高知県社会教育委員会」を開催しております。また、一番下から2つ目の「高知県いじめ問題対策連絡協議会」及び、一番下の「高知県いじめ問題調査委員会」につきましては、6月議会で議決をいただきました「高知県いじめ防止対策推進法施行条例」により設置したものでございます。知事を会長に全18名の委員で構成します「高知県いじめ問題対策連絡協議会」につきまして、先月5日に第1回目の会議を開催し、各関係機関・団体のいじめ防止等に関する取り組みについて協議をいたしました。今年度は第2回目を11月に、3回目を来年2月に開催する予定でございます。また、「高知県いじめ問題調査委員会」につきましては、10名の委員を委嘱しており、今月中に第1回目の会議を開催する予定でございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 教職員・福利課です。よろしくお願いいたします。

当課からは、平成26年度補正予算をお願いしておるところでございます。補正予算は、さきの台風により破損いたしました、教職員住宅の屋根の復旧に必要な経費につきまして、増額の補正をお願いするものでございます。お手元の資料、資料ナンバー②議案説明書（補正予算）の108ページをお願いいたします。左端の欄、科目の上から3つ目でございます、「2 文教施設等災害復旧費」をごらんください。教職員住宅の災害復旧事業費といたしまして、485万8,000円を計上させていただいております。内容は、8月10日の台風11

号により破損いたしました、宿毛工業高等学校コダバ宿舍の屋根を復旧するための経費で、内訳は、設計委託料 47 万 6,000 円、工事請負費 438 万 2,000 円となっております。財源はページの中ほどにございますように、国庫補助金が 292 万 1,000 円、県債 100 万円などを充当することとしてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 ここに被災する前に住まわれていた方はどっかに転居とか、そんな形ですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 屋根と言いましても、屋根の上のシートみたいなものでして、幸い雨漏りもしてございませんので、4 戸ありますが 3 人の方が入居して、現在も入居されています。

◎塚地委員 教職員住宅も、この間、災害に遭われた方の緊急避難に要する仮の住居みたいな形で、一定使わせていただけるみたいな話をしたように思うんですけど、あきの一覧みたいな、そういう対応をするという考え方になってないんですかね。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 県民の方に提供するという意味でしょうか。現に 9 月、高知市の的湊地区の方で、市内の教職員住宅に 1 世帯の方が入居されてます。

◎塚地委員 そういう場合に、一定あきをつくっておくという、DV の関係も含めて、いろんな形で使えるようにはなってはないですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 やはり県立学校の教職員用ということで、今回は、土佐山のほうからで地区的な問題もありましたけど、たまたまあいておったと。全体の入居率も 80% ない、76% ぐらいでございますので、あいておるとい状況ではございますが、その他のために貸す予定は特にしてございません。

◎塚地委員 今の段階では、そういう災害での緊急時には対応すると。それ以外では貸し出す予定はないと。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 あいておれば、目的以外の使用許可で貸している事例はございます。それは普通財産で、須崎のほうで移住のためのお試し住宅みたいな形で借りたいというお話がございまして、無償ではございませんがお貸ししているところでございます。

◎塚地委員 あいた場合に、そこの住宅を一定補修したり、中をきれいにしたりするようになりますよね。それは随時、あいた段階できれいに整備するようにはしてるんですか。入ると決まってからそういう対応をするのか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 職員の場合、交代する場合も、一応退去時に退去される方が原状回復をするという原則にはなっているようでございます。

◎塚地委員 わかりました。

◎加藤委員 築年数はどれぐらいの建物ですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 平成4年2月に建築しております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎沢近学校安全対策課長 学校安全対策課の補正予算について御説明をいたします。資料②、議案説明書の110ページをお開きください。当課の補正予算は、学校施設等整備費に係る補正予算、2億8,262万4,000円でございます。これは南海トラフ地震等の災害時に備え、県立特別支援学校に非常用の発電設備を整備するために要する経費でございます。県立高校・特別支援学校には、これまで通信機器等を使用するための簡易型の非常用発電機を整備しておりました。しかしながら、特別支援学校には医療機器を使用している児童・生徒や体温調整が困難で空調の運転が欠かせない児童・生徒がいること、また今後、地域の福祉避難所としても活用される見込みであることなどから、県立特別支援学校13校のうちで、近隣に医療機関等がなく、児童・生徒が帰宅するまで学校にとどまる必要がある。また、福祉避難所として指定、または指定される予定である7校について、従来のものに加えまして72時間、3日間でございますが、連続して4教室程度の空調等を運転できる発電出力を有する発電機と軽油タンクを整備するものでございます。具体的には、7校は、山田養護学校、盲学校、高知ろう学校、高知若草養護学校、高知若草養護学校子鹿園分校、日高養護学校、中村特別支援学校でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 72時間の発電機と軽油等ということですけど、一方で、太陽光発電なども整備するという話だったと思うんですけども、その内訳みたいなものはありますか。例えば、ここの学校は太陽光発電で、ここは発電機で軽油でとかいう、その内訳はどんなになってますか。

◎沢近学校安全対策課長 太陽光発電機は本年度当初予算で2校整備の予定をさせていただいておまして、高知若草養護学校と中村特別支援学校でございます。これらの学校も含めて、別途、空調用の発電機を整備するんですが、本来、太陽光でできないか考えましたけれども、空調まで動かすとすると太陽光ではなかなか難しいことがわかりました。太陽光は日常的な照明用にも使えますし、緊急用にも使えますが、4教室程度の空調を動かすということで、別途、7校に対して本格的な発電装置を導入するという内訳でございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、7校すべて同様の電源設備を設置するというのが今回の補正で、それとは別に高知若草養護学校と中村特別支援学校は太陽光の設備も設置していく

ということですか。

◎沢近学校安全対策課長 はい、そうでございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 幼保支援課です。よろしくお願いいたします。

当課からは、条例の一部改正議案の2件について説明させていただきます。説明は別冊の総務委員会資料、議案説明資料、青色のインデックス教育委員会の最初の赤のインデックス幼保支援課で御説明をさせていただきます。

「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」と、もう一つは「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」となります。まず、2つの改正につきまして、この資料で御説明をさせていただきます。

まず、条例の改正の理由ですけれども、これは平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下、認定こども園法と言わせていただきますが、この法律の一部改正法などが新制度のスタートにあわせて施行されることによるものでございます。

「子ども・子育て支援制度」は、2に記載しておりますとおり、子育てをめぐる現状・課題に対応するため、子ども・子育て関連3法として平成24年8月に公布されました「子ども・子育て支援法」などに基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものでございます。

3で、このたびの条例改正と関係します新制度の内容及びそれに伴います条例改正について御説明をさせていただきます。

まず1つ目は、認定こども園制度の一部が改正されることに伴うものです。幼保連携型認定こども園は、現行、学校教育法に基づく認可幼稚園と、児童福祉法に基づく認可保育所が一体的に設置をされ、一定の条件を満たすものを、県が高知県認定こども園条例に基づき認定をしております。これが、新しい制度では、学校及び児童福祉施設としての両方の位置づけを法的に持つ1つの施設として、県または中核市である高知市が認可することとなります。そのため、改正後の認定こども園法におきましては、①としまして、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、国の主務省令に基づき条例で基準を定めること、②としまして、幼保連携型認定こども園の設置認可の申請があった場合には、条例で定める基準への適合等を調査・審議するための審議会を設置することが求められております。このため、現行の高知県認定こども園条例に、この「幼保連携型認定こども園」の認可に関する基準を定めるとともに、審議会の設置規定を追加しようとするものでござい

す。条例で定めようとする基準は、(ア)に記載しておりますが、国の主務省令に準じる形としております。ただ、(イ)に記載のとおり、本県の状況を踏まえまして、非常災害対策、特に南海トラフ地震に対する備えとして、「防災対策マニュアルの策定及び必要に応じた点検・見直しの実施」、「地産地消の推進」、「暴力団の排除」、この3つにつきましては、独自基準として国の基準に追加をしております。この独自基準につきましては、既に現在の高知県認定こども園条例にも、また、高知県児童福祉施設の設備運営に関する基準条例にも規定をしており、これを引き継ぐ形としております。

国の省令の内容ですが、次のページとなります。2ページをお願いいたします。省令は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で公布をされており、各項目の主な内容を表に記載をしております。項目としましては、学級編制、職員配置、設備、運営、そして、現在、幼保連携型認定こども園の認定を受けている園に対する経過措置、また、既存の保育所・幼稚園が、幼保連携型認定こども園へ移行する場合の特例などが定められております。表の一番下に記載のとおり、国の基準に従うべきものと、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌基準とに分かれておりますが、この参酌基準につきましても、国が定める基準が本県独自の内容に変更する必要がないと判断できることから、国の基準に準じる内容にしたいと考えているところです。幼保連携型認定こども園の基準についての国の基本的な考え方は、幼稚園と保育所のより高いほうの基準を取り入れるというものです。そのため、現在の基準と比べますと、職員配置や園舎の面積基準などで変更となる部分も一部ございますが、現在、既に認定こども園の認定を受けている施設に対する経過措置、あるいは幼稚園等から幼保連携型認定こども園へ移行する際の移行特例などが設けられておりますことから、移行を希望する施設は円滑に移行することのできる基準となっております。認定こども園は幼稚園・保育所の機能をあわせ持ち、保護者が就労している・いないなどの状況にかかわらず入園できる施設として、平成18年度に制度化されたものでございます。県内には現在、幼保連携型認定こども園を含む認定こども園が21ございまして、約2,000人の乳幼児が入園しております。今後も、認定こども園の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

1ページをお願いいたします。資料の下、(2)の「教育・保育等に要する費用の共通の給付制度の創設」に伴います条例改正でございます。現在、認定こども園、幼稚園、保育所の運営に対する財政支援の形態は、補助金での裁量的な支援や義務的な支援など施設によって異なっております。これが新制度では、それぞれの施設を利用する場合に必要な費用として国が定める額を、市町村が保護者に対して給付するという形に変わり、実務的には法定代理によりまして、施設が保護者にかわって、市町村からその給付金を受領することとなります。また、新制度では②の小規模保育事業など、利用定員が保育所などに比べて少ない地域型保育事業が市町村の認可事業として創設され、これについても同様

の給付制度となります。これらの教育保育施設や地域型保育事業所は、市町村から給付を受けるに当たり、一定の運営基準を満たすことについて、市町村の確認を受ける必要があります。その確認の際の基準として、ページの一番下に記載の、①重要事項に関する規程の整備、②の業務の質の評価等の項目が設けられました。これにあわせて、国の児童福祉施設の設備運営基準のうち、保育所に関する部分に同様の規程が設けられた改正が行われたことから、県の条例改正も行おうとするものでございます。この2つの項目の具体的な内容につきましては、3ページに資料を添付しております。①の「規程の整備」の内容は、保育所を運営するに当たり、重要事項として定めておかなければならないものとして、(1)から(11)までの項目を定めるものでございます。②の「業務の質の評価等」は、保育業務の自己評価を実施する義務を定めるとともに、定期的な外部評価の実施に努めることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎浜田委員 「新子ども・子育て支援法」の改正に伴って、認定こども園のいろんな基準が違ってきているというお話を聞きましたが、全国的には、いわゆる給付とか補助金の額は違ってくるので、今までの認定こども園を返上するようなどころもぼつぼつ見受けられるようですけど、高知県内21の既存の認定こども園の状況はどうですか。

◎原幼保支援課長 全国的には大都市、東京とか兵庫県でそういったお話が出ております。高知県の認定こども園の規模では、現在のところ返上するという動きはございません。

◎池脇委員 それはどういう理由で。

◎原幼保支援課長 定員によって単価が決まっておりますが、人数がふえるにしたがって、その単価の上がりぐあい若干緩やかになってくるために、そういう状況になっていとお聞きしております。

◎池脇委員 都会で認定を辞退するという件については、マスコミ報道なんかで知る限りにおいては、財政的な圧迫、今までの補助の額が減額することに対して返上という理由が述べられておりますけど、高知県のような規模ではそういう影響は出てない、あるいは出ないという認識でよろしいでしょうか。

◎原幼保支援課長 ただいまの件につきましては、私立幼稚園の運営費につきましては現在補助金が出ております。補助金は、各県によって補助額がそれぞれですが、国が今回、公定価格を決める参考にしたのが全国の平均的な私立幼稚園への補助額をとっております。高知県は平均的な額でございますので、平均的な額よりも大幅にこれまで補助している県におきましては、これまでの運営費より少なくなるという理由も一部ございます。

◎池脇委員 返上したいという認定こども園は私立幼稚園型の園が多いという認識でいいんですか。

◎原幼保支援課長 私立の幼稚園です。

◎塚地委員 今回の公定価格の部分は、もう大体確定されたものですか。

◎原幼保支援課長 公定価格は仮の単価が示されております。正式の公定価格の決定は、国の予算編成作業の中で決まってくるようになっております。

◎塚地委員 今随分と、それぞれ意向調査みたいなこともされてると思いますけれども、その過程の中で、園長先生なんかにお伺いしても、余りよくわからないという声、制度が極めて複雑という話も聞こえているんですけど、来年度に向けて、もう既にそういう準備をしなければならない時期には入っていると思いますけど、その状況はどうですか。

◎原幼保支援課長 保育所はこれまでの制度と余り変わらないんですけど、幼稚園につきましても、これまで単価によって補助をもらう形ではありません。ですから、私立幼稚園につきましても、幼保支援課の職員がすべての幼稚園を回って個別に説明をしておりますし、御相談にも乗るようにしております。公定価格の計算につきましても、私立幼稚園の相談に乗りながら一緒に計算をしているところもございます。

◎塚地委員 先ほどおっしゃったように、保育所はこれまでと変わらないけれども、幼稚園は変わります。幼稚園が幼保連携型になるとどういう時間帯に預かってもらえるのかが保護者もよくわからない。今までの教育の部分だと4時間、認定された部分だと短時間で8時間、長時間で11時間、そういうふうに本当に細切れな想定をしないといけない状況もあって、そこらあたりの複雑な状況が十分理解されているのかなと思うんですけど、来年度の入所に向けての保護者への説明、その市町村の状況はどうですか。

◎原幼保支援課長 保護者の皆様への広報につきましても、県も広報を始めたところですが、直接的にはやはり各市町村で保護者の方に説明をしていただくこととなります。高知市も、せんだって市の広報で新制度の紹介がありましたが、これからそのような形で、各市町村で具体的な手続等の広報と説明を行っていただくようにしてまいります。

◎塚地委員 広報を読んだ方から、読んでわからんという話に来て、確かにそうやろうなと思って、すごい複雑なので、私たちも必死で勉強しているんですけども、これが実態じゃないかと思うので、そこはどうなんですかね。一番の利用者である人たちの納得が得られていないまま制度が先走って進むということがどうなのかという不安の声があるので、そこはもう少し丁寧さが要るんじゃないかなということが1つと、先ほど認定こども園の学級編制のこの2ページの資料で、職員配置と設備で、従うべき基準と参酌する基準というところで、この参というところに線が引いてるのは、設備の中の職員配置はずっと従うべき基準で、設備のところでは参酌基準で棒がある、この下の2項目だけが参酌基準で、あとは従うべき基準ですよという、そういう意味ですか。

◎原幼保支援課長 そのとおりでございます。わかりづらい表で申しわけございません。

下の2つが参酌基準ということでございます。

◎塚地委員 下の2つだけが参酌すべき基準ですね。それで、この園児30人に職員1人というのは、例えば、おおむねみたいなものについてはなくて、ここ、どういう意味。

◎原幼保支援課長 おおむねでございます。

◎塚地委員 そのおおむねが割と現場では。例えば、今まで園児6人の配置、1・2歳児で5人でやってきていたようなところもあって、一定、国基準よりも厚く想定した部分の市町村なんかもあるし、今回改定するに当たって、都道府県でも、その職員配置を、この際一定充実したものにしておこうということでの人数配置を緩やかにしている部分もあるんですけど、それは従うべき基準でもおおむねだと、6人に1人を5人に1人にしても、それは従うべき基準の範囲内に入っているということですか。

◎原幼保支援課長 はい、そうです。

◎塚地委員 その部分を県の中では議論されたのか、従うべき基準だから、もういきなりこうということじゃなくて、ほかの政令市なんかでも、とりわけ、1・2歳児は6人に1人じゃなかなか大変で5人に1人、3歳児は今までも加算もあって15人に1人というようなことも検討する、そうした基準にしようということも出てきていると思うんですけど、そういう議論は県の中ではなされてない。

◎原幼保支援課長 この児童1人当たりに対する職員配置は、現在こういう形になっておりますが、国の会議におきまして、もっと手厚くしていく必要があるというお話でございました。現在の公定価格におきましては、この0歳児、1・2歳児、3歳児、4・5歳児を見ますと、3人、6人、いきなり20人、30人と大幅にふえております。まずは、この20人のところを15人に配置をした場合には、それに見合う加算額が出るという形になっております。まずはそれですけれども、あとの基準につきましても、もっと手厚い職員配置を行った場合には、加算を。予算、財源の関係がありますが、より手厚い職員配置をしていけるという方向に向かっております。

◎塚地委員 何か矛盾だなと思うんですよ。従うべき基準でこれを書きながら、加算をつけて15人にしたほうがいいですよというのは、15人がいいんだったら15人として、基準に定めたほうが、より国が言っていることも反映するし、県としても、そう定めたらいけないのかと思うんですけど。

◎原幼保支援課長 加算ではなくて、基準自体の改正というお話もございましたが、仮にそうした場合に、都会におきまして、もし、その基準に見合う保育士の方が就職しただけなかった場合に、児童を受け入れることができなくなりますので、加算をした場合という形になっています。基準自体の見直しにはまだ至っておりません。

◎塚地委員 そこを先取りするのが子育て日本一の高知県のやるべきことなんじゃないかなと思って、ぜひその部分、検討を具体的にされて、県で一定の助成をしてでも、それぐらいのことにしようかということにしてもらったらよかったかなと思っておりますけ

れども。すいません、とりあえず要請で。

◎明神委員長 要請ということで。ほかに。

◎西内（隆）副委員長 こども園条例の中で、県独自の設置基準を設けるということで、非常災害対策ですね。いうたら、災害アセスメントというのは、多分、今後これに限ったことじゃなくて、どんなシーンでもある程度、必須要件として多分やっていかなきゃいけなくなってくると思うんですけれども、ここで求められる内容はどのようなものなのかなど。とりあえず、例えば、津波なんかで浸水する地域で認定こども園を目指す園については、何分以内に逃げれるとか、とりあえず計画さえあればいいという話なのか、実際にそれが実現できるだけのハードなんかが備わってる必要があるのかとか、その辺り。

◎原幼保支援課長 各園によって状況がそれぞれ違うと思いますので、一律に何分以内に逃げる計画を立てるということではございません。ケースバイケースで、子供たちが安全に確実に避難できる計画と、その訓練もするというところでございます。

◎西内（隆）副委員長 そこで例えば、課題として、立ててみたら安全に逃げられる方法がないとなってきたときには、これを理由に、例えば、高台移転とか高層化みたいなどころの相談がある場合は、前向きに乗っていけるという話にもなってくるわけですか。

◎原幼保支援課長 仮に安全に逃げることのできる計画が立てれない施設がありましたら、ケースバイケースで御相談をさせていただきたいと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎西内（隆）副委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡小中学校課長 それでは、小中学校課から補正予算について説明をさせていただきます。資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の111ページをお開きいただきたいと思っております。債務負担行為として、645万5,000円を提案させていただいております。これは、小中学校の国語における思考力や表現力の育成を図るための教材集を新たに作成するため、学習問題作成委託料として事業費を計上させていただいたものでございます。

それでは、この委託事業につきまして、説明をさせていただきます。議案説明資料の小中学校課のインデックスのページをお開きください。この委託事業では、資料右下の表に載せております4つのシートをまとめて、1つの教材集としたものでございます。まず、解説シートでは、今回の全国学力・学習状況調査の中の思考力・表現力にかかわる問題について解説をしまして、その力をつけるためにどのような指導をし、子供たちにどのような学習活動をさせていけばいいのかなどを、それぞれの教員に具体的に確認していただきます。その上で、それぞれの教員には、自分の担当する学級の状況も踏まえて授業改善シートにより授業プランを作成し、授業の中でどのような学習活動を盛り込んで思考力や表現力を高めていくかをしっかり検討してもらいます。次の振り返り問題は、解説シートで

示した指導のポイントや授業改善シートに基づく授業を行った結果、ねらいどおりの学習効果が得られたのか。子供が実際にこの問題を解くことができたかを見ることによって、教員が自分の授業を検証することにもなります。また、子供にとっては、学習内容の振り返りを行うこととなります。

以上の3つの教材は、来年度当初から授業で活用できるよう今年度中に作成し、すべての公立小中学校に配りたいと考えております。

もう一つ、名文教材を作成いたします。この教材は日本語の美しさを感じられる小説や、論理的でわかりやすい評論の一部分を転載したものを考えております。子供たちにはこの教材を読んだり書き写したりすることによって、論理的な思考力や豊かな表現力を身につける助けにしてもらいたいと考えております。この名文教材につきましても、できる限り早く、学校でもさまざまな学習に導入できるよう、来年度の早い時期に作成し配布を行いたいと考えております。

このように委託事業は今年度と来年度にまたがり実施し、委託料はこれらの業務がすべて完了する来年度に支払うことになるため、所要額を債務負担行為で確保をさせていただくものでございます。

今回、予算の補正をお願いし、早急に新たな教材の作成を計画した背景につきましても、この説明資料で補足説明をさせていただきたいと思っております。この後の報告事項で詳しく説明はさせていただきますが、小学校6年生と中学校3年生のすべての児童・生徒を対象とした全国学力・学習状況調査の結果が、この8月末に公表されました。その中で今回とりわけ課題が明らかになったものが、本県児童・生徒の国語における思考力や表現力の弱さでありました。この思考力や表現力、また、基本的な知識や技能をさまざまな場面で活用する力が問われるB問題の結果におきまして、小・中学校とも全国平均を下回っており、特に中学校国語のB問題におきましては、ここ数年、下降傾向ともなっております。この課題の解決に向け、この資料の左下の欄に今後の対応として記載させていただいたとおり、直ちに全国学力・学習状況調査の過去の問題等を活用した教材を作成し、また、特に課題の見られる学校への聞き取りと訪問指導など、授業改善を図るための取り組みに着手いたします。さらに、来年4月からは新学年のスタートに合わせて、今回の補正対応により作成した国語の課題克服の教材集を既存の国語学習シートと組み合わせて、すべての公立小・中学校で活用し、思考力や表現力を育成する取り組みを一段と強化してまいりたいと考えております。

小中学校課の補正予算の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 この課題克服教材集ですけれども、これは他県でこういう事例はあるんですか。

◎長岡小中学校課長 福井県でこのような課題克服の教材集をつくって、例年実施しているという情報をとっております。

◎池脇委員 それの効果はどのように評価されてるんですか。

◎長岡小中学校課長 その年度に、これは問題であったなというところをすぐに繰り返し練習することによって、学力の定着が早急につけられると福井県からは話を伺っております。

◎池脇委員 今回、新たにこういう教材をつくられるということですね。今までのグラフを見ますと伸びてきてるんですよね。今までのやり方についての評価はどういうふうにされてたんですか。

◎長岡小中学校課長 これまでも国語の教材、あるいは数学の教材シートをつくらせていただきました。そういったものを活用することによって、特に子供たちの学習時間がかなり伸びてきて、一定国語のA問題、算数・数学のA問題等において、確実な学力改善が図られてきたと思います。今回のものにつきましては、子供たちも当然のことですけれど、まず教員が自分の授業の設計をして授業に当たってもらいたいと。次のワンステップ上の教材を考えているところでございます。

◎池脇委員 こうした教材が授業に生かされることが大切なんですよね。授業の点検、評価をされた上でのことだろうと思うんですけれども、せんだって、総務委員会で、秋田県に調査に行かせていただいて、全国一の成績を上げている県でいろいろお話を聞かせていただいたんですが、特別なことをしてるわけではないと。ただ授業で子供たちにきちっとこの授業のねらいを定めて、子供たちに授業の中で、いわゆる思考力をつけるための授業展開をして、授業の終わりにその確認をしっかりとっていくと。さらにその授業終わった後、個々にテスト等があるんでしょうけれども、きちっとフォローする体制がとられてると。基本的には、子供たちは復習はしてない、予習をしてくれています。ここがポイントであると。そういうサイクルが、成績を上げてるんでしょうかねというのが話の趣旨であったように受けとめたんです。本県においてはその点はいかがですか。

◎長岡小中学校課長 今、池脇委員さんにおっしゃっていただいたように、秋田県の場合は、1時間1時間の授業に確実にねらいがある、ねらいが見てる参観者にもわかる授業がされているということを我々も聞いております。その一方、高知県の場合は、確かにねらいは前書いたりもしておりますけれども、少しそこがぼやけてきている授業があるだろうという話、我々が観察する中でもそのように思っています。そういう意味で、今回授業シートをつくることによって、確実に自分はこのねらいを持ってこの授業の流し方をしたいんだという授業設計をしてもらいたい、そういう勉強をしてもらいたいという意味で、今回のこのシートをつくらせていただくものでございます。

◎池脇委員 シートの中身を見てないんで、その点についてはわかりませんが、思

考的な力をつけさせていくには、私たちが秋田で視察、授業を見せていただいて感じたのは、投げかけの質問が非常に的確で過度な説明をしていない。そして、きちっと子供たちが答えを出すのを非常にタイミングよく待ちながら次の投げかけをしていると。だから、見入る聞き入るといふ授業が大変多かった印象を受けております。県内の各学校を視察させていただいたときに、そういう投げかけが非常に少なく、説明がかなり一方的な授業が非常に多い。ここに違いがあつて、子供たちの思考力を、むしろ授業によって阻害してゐるのではないかと、育ててないと感じたんですね。だから、そのところをきちっと立て直していかないと、こういうシートだけでは効果がどこまで出るのかという感じは受けまますので、これを生かすような形でぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

◎長岡小中学校課長 今、御指摘いただいたとおりだと我々も考えております。そういう意味で、授業の質を変えていかなければいけない。1段階、2段階ステップアップをさせていくことを考えていかなければならない。そのための教員研修も、来年度については実施していきたいと考えております。

◎浜田委員 秋田大学附属の小・中学校、ここで全国学力・学習状況調査、平均より20ポイントから30ポイント高いですね。だから、こういうところが大分秋田の平均点を上げてゐるんじゃないかなと思ったんですよ。一方、高知県は全国学力・学習状況調査、私立学校は参加してないですね。それで高知県も上がっているわけですから、私立学校はここ二、三年参加してないんですが、1度参加したことはありました。

◎長岡小中学校課長 私立学校につきましては、最初に行いました平成19年当時は参加しておりました。それ以降は私立の個々の学校によって、参加したりしなかったりと。今年度については、土佐塾中学校が参加しております。

◎浜田委員 私立学校の上位校が皆さん参加したら高知県ももっと上がるんじゃないかと思うんですが、私立学校が参加しない中で高知県もここまで上がってきたところは評価すべきだと思つてます。また頑張つていただきたい。

◎中内委員 この教員の指導方法と児童・生徒の思考力の向上と書いてありますが、教員の指導が間違うちゅうとは言わんけど、無理がいきやせんろうかと思う。というのは、仮にクラブ活動持つておつたら、もう一律に決めたらどうじゃろうと思うんです。中学校やつたら2時間なら2時間、2時間半なら2時間半という中で練習を終えてくれと、後は勉強してくれというふうな。今やつたら、恐らく帰つて風呂入るのが精いっぱいやと思うんです。飯も食いとないというのは、現状の練習方法じゃと思います。それは特に高校でもそうやと思います。だから、そういうことを考えたことはあるかね。

◎長岡小中学校課長 実際に、日々の部活動の中で子供たちが疲れて帰つてゐる実態があるという話も聞いております。ただ、部活動も教育活動の1つではありますので、そのよ

うな意味で、部活動を教育活動全体の中でどのように効果的にするのか。あるいは、日々の学習をどのように効果的にするのか。そういったことをあわせて、いわゆる学校経営計画、この中にも部活動を取り入れて、教育を一部分一部分切って張るのではなくて、全体的に考えてもらいたいということで、学校経営計画の中にも位置づけて、学校に考えてほしいという話で持っていったところですよ。

◎中内委員 部活動をやってもらうのはいいと思います。それは一概に運動だけじゃなしに、朝早くから晩遅くまでやるのを。きのうもちよつと徳島へ朝車で行きよつたら、5時半ごろですか、高知で土佐女子高校の生徒に会うたんです。何しに行きゆうろうと思いつながら考えていきよつたら、こらクラブ活動か何かじゃないかなと思つたんですがね。朝早いのも晩遅いのも体には無理がいくがですわ。だから、2時間半なら2時間半という中で、教育委員会で検討して定着させて、それで勝ちも負けもあつてもいいと思うんですよ。その辺をもっと考えてもらいたいし、特に小学生なんかに至っては、今はサッカーボールが盛んですから。あれなんかも無理がいきゆうと思うんですよ。だから、その辺は、教育委員会で一遍議題として考えてもらいたい。特に高校なんかも、新聞なんかによつ夜の9時ごろまでやつたり何じゃいうて褒め言葉で書いてありますけど、ああいうことはナンセンスな話やと思うんです。もっとその辺も指導力を生かしていくという、大きな視野に立つた物事の判断をぜひお願いいたします。

◎明神委員長 要請で。

◎塚地委員 関連で。今、クラブのお話が出たんですけど、生徒も忙しいんですけど、結局先生も忙しいですよ。それで結構臨時の先生が忙しいクラブ活動、授業も持つてもらつて、おもしろい授業をどうするかというところになかなか時間を割きたいという現状もあるので、そこはぜひ現場の声も聞いて精査していただけたらいいと思います。

それと先ほどの予算の中で、過去問題集の作成と活用とか、国語学習シートとかは、委託してどこかの業者につくつてもらふことになるんですか。

◎長岡小中学校課長 はい、そのような形になります。ただ、案自体は我々が持つて、極端に言えば、過去問題、教材集というのは印刷をしてもらふ、製本してもらふという形になります。

◎塚地委員 過去問題にこだわるというのが、いかにも全国学力テストの点数にこだわるようにやっぱり見えちゃうんですよ。本当の意味で、先ほど池脇委員がおっしゃつたみたいに、授業の中で子供たちが自由闊達に議論できる、いい発問を先生がするという中で、思考力・表現力は育ってくる、その結果がテストの結果にあらわれるというのなら、まさに身につけているということだと思つたんですけど。過去問題を何回も練習したり、それに対策をこうやりますということで本当にそういう力が育つのかということは、ちよつと何か、はてなだなという気がするんですけど、そこはどうなんですか。

◎長岡小中学校課長 これは子供たちがその過去問題集をやる以前に、やはり教職員が、この問題をもっと身近に勉強してもらいたいという意味合いがまず大前提としてあります。むしろB問題というのは、これまでと少し、応用問題等ともまた違って、いわゆる基本的な知識、技能をいかに使って問題解決するのかと、そういう問題ですので、むしろこれは先生方に使ってもらい、勉強してもらい。そこからこういう能力をつければいいんだというのを知ることによって、授業が変わってくると思うんですね。単純に、子供たちに「さあ、やりなさい」だけでは、これからの力についてはついていけないと思います。

◎塚地委員 思考力と表現力というのは、本当に一人一人の子供たちの個性によって全然違って来るので、そこにアプローチできる先生をどうつくるかというのは、問題から導かれるものじゃないと思うので。そこはやっぱり、現場の先生方が本当に子供と正面から向き合って、先輩から学んでという学内の切磋琢磨の中で生まれるもので、過去問題を先生方が勉強して、それに対応策いろいろこうしたらいいなと考えるという制度は、学校現場、先生方としても受け入れがたいんじゃないかという気がするんですけど。現場の先生方の受けとめはどんなんですかね。

◎長岡小中学校課長 過去の問題を繰り返してやるということよりも、今、求められている学力というのはどういうものなのかを知っていただきたいというのが一番あります。確かに、先輩から後輩へ受け継がなければならない。これまでの、いわゆる温故の部分というのは当然あると思いますけれども、やはり新しい学力観というのは、学習指導要領の勉強であったり、学習指導要領を具現化したそういった問題を勉強してみるということも大切なことじゃないかと思っていますところ。

◎塚地委員 議論がかみ合わない。

◎土森委員 御承知のように、高知県は全国最低のレベルから努力されてここまで来た。今からが大事なんですね。そのために、今回こういう学習問題を作成して対応していくという、これは非常にいいことだと思いますね。そういう中で、秋田県の話が出ましたけど、やっぱり教える側の力の差ですわ。子供たちに、全国とのそんな差があると思えん。だから、教育方針と教える側の力量、力。これに力を入れてやらんと、なかなか根本的な解決はできにくいと思いますね。そこで、この学習問題、これをどういうふうに使っていくか。そして使ったものをどんな形で検証していくかということが、非常に重要になってくると思いますよ。それによって、先生方がそれを基礎にして、教える側の1つの資料としてつくり上げていくことが非常に大事ですけど、その辺はどうでしょうかね。

◎長岡小中学校課長 おっしゃっていただいたとおりだと思います。これも、例えば教職員、子供たちに配りっぱなしということではなく、やはり、その授業シートなんかを使って実際に授業をしてもらう。それをまた教職員が持ち寄って、指導主事も入って、これでよかったのかどうなのかを討論してもらう。そういった、いわゆる教職員の集まったの研

修を来年度は考えているところです。

◎土森委員 そのとおりですね。それで、教える側の教職員がこういう問題提起をしながらお互い高めていくという、そういう環境整備というのは非常に今から大事だと思うが、じゃあ言うこと聞く先生ばかりかと。高知県の場合はそうでもない部分があるからね。この辺が秋田県と違うところであって、その辺を一つ注視しながら、総合的に教える側は力をつけていくと。こういうことで頑張っていたきたいと思いますね。

◎池脇委員 ベテラン教員の退職。教職員の世代交代が今、進行中ですね。その影響はどうなんですか。今回、今まで伸びていたのがぐっと下がったというのは、そろそろその影響が出てきているのかなと懸念されるんですけども、そのあたりの分析はいかがですか。

◎長岡小中学校課長 具体的な数値として、まだ分析できてないところがあります。ただ、これは自分の感覚になってくるんですけども、ベテランの先生がこれから多く抜けていく。そのときには、やはり委員がおっしゃったように、若い人たちにいろいろな今までの経験とか、使命とか情熱とかを伝える先輩が抜けていくことの不安は我々としても持っております。そういった意味で、これまで以上に、指導主事等が頑張らなければいけないですし、あわせて、今も行っておりますが、いわゆる先輩の教員を非常勤で雇って、スーパーバイザーとして学校を回ってもらっている。そういった先生にもまた役立ってもらいたいなと思っております。

◎池脇委員 そういう懸念も踏まえて、こうした課題克服の教材集をつくることによってカバーをしていこうと、そういう趣旨もあるととらえてよろしいんですね。

◎長岡小学校課長 はい。

◎西内（隆）副委員長 学力の関係で生活習慣のことですね。朝食のある・なしで集中力の問題とか言われますように、最近で言えば、スマートフォンとか、あるいはパソコンなんかを使ったインターネットの利用時間なんかは学力に大きく影響を及ぼしてくるというような話もあります。そういうことについて、統計なんかはとられていますか。

◎長岡小中学校課長 全国学力・学習状況調査の中でそういった項目もありましたので、その中でやはりゲームをやる時間が短ければ、例えば、短絡的に言えば、ゲームをやる時間が短ければ、その分学力は高いといった傾向は出ております。

◎西内（隆）副委員長 それは本県のデータもあるという理解でいいんでしょうか。

◎長岡小中学校課長 これは全国的な傾向ということで、ちょっとうちのほうをクロス集計しているかどうかちょっと確認してみないといけませんが、この後の全国学力・学習状況調査の説明の中でもまた述べさせていただきたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 ぜひ分析していただきたいという思いがあります。昔と環境が違うのは、携帯性も上がって、部屋に帰ってもずっとやり続けられるというのがありますしね。あと、コミュニケーションツール、LINEなんかもそうですね、常に相手と

の接点を、ある種、常習的に維持し続けなくちゃいけない環境にあるといいますかね。どうしても集中できない環境になりがちというのもありますので。あとで使い方についてはリテラシーといいますか、必要に応じては、対策も講じなくてはいけないと思いますね。また資料ありましたら、いただければと思います。

◎明神委員長 ほかにないですか。

質疑を終わります。

ここで3時20分まで休憩といたします。再開は3時10分。

(休憩 14時49分～15時9分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 高等学校課でございます。

平成26年度9月補正予算につきまして、御説明させていただきます。本課からは、「グローバル教育推進事業」及び「学力向上サポート事業での学習教材の作成」の2件でございます。それでは、総務委員会資料の平成26年9月定例会の議案説明資料の赤いラベルのインデックスの高等学校課の1ページをお開きください。「県立高等学校におけるグローバル教育の推進」ということでございます。現在、グローバル教育の推進というのは、人材の育成という部分では喫緊の課題となっておりますところでございますが、そのため、グローバル教育の推進の1つとして、平成26年度当初予算におきまして国の指定事業を活用したスーパーグローバルハイスクールという事業を計上しておりましたが、今年度4月の段階で、その指定を受けることができませんでした。4月以降、国や各県の進めようとするグローバル教育の方向性を踏まえるため、文部科学省の考え方や全国のスーパーグローバルハイスクールの指定校の取り組み内容の情報収集等を積極的に行ってまいりました。そして、今回本県の高等学校において、本格的にグローバル教育を進めるに当たり、当初予算で計上しておりましたスーパーグローバルハイスクール事業、国費でございますが、これにかかる予算の2,933万円の減額補正をお願いし、新たに県としてグローバル教育推進事業の予算2,930万5,000円を立ち上げて取り組みを進めていきたいという考え方でございます。具体的な内容としましては、国際理解教育を特色として推進しております高知南中学校・高等学校、そして英語運用能力の育成を進めております高知西高校、この2校をこのグローバル教育の牽引役として、英語教育のプログラム、あるいは探求型学習などの先導的なプログラム、そして、そういったプログラムを用いて両校のグローバル教育を進め、県内のグローバル人材の育成に向けて、県内の各県立学校に広げていきたいという考え方

でございます。そのためにまずグローバル教育の実践や英語教育に精通した外部委員も入ったグローバル教育推進委員会を設置しまして、先ほど御説明しました英語教育プログラム、あるいはグローバル教育プログラム、そして、そのプログラムの中でのICTの活用、そういったことの全体の進捗状況を検討し、学校の取り組みに対する評価・指導・助言を行うことで、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。この推進委員会のもとに、そういったプログラムの開発、そして海外を含めたフィールドワークの開拓、そしてWi-Fi環境システムを整備し、タブレット型のパソコンを配備して、ICTを活用した教育環境の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。こういった取り組みを、順次、その成果を県内各高等学校に普及することで、県全体のグローバル教育の推進・発展につなげていきたいと考えております。

次に、2ページをお開きください。「高等学校における基礎学力の定着」に向けまして、学習教材の作成についてでございます。高等学校におきましては、これまで高等学校課の事業として、平成24年度から全日制及び多部制昼間部の生徒を対象に実施しております学力定着把握検査の結果に基づき、各学校の現状や課題を分析し、学力改善プランを作成し、改善に向けて取り組むとともに、高等学校課による学校訪問において、そのプランの進捗管理を進めているところでございます。また、その作成した改善プランに基づきまして、習熟度別の学習指導であるとか、学習支援員を活用した補習、あるいは体験活動による生徒の学習意欲の喚起、そういったものを通じて学力向上を図っているところでございます。今回この定着把握検査の結果によりますと、基礎的な知識や思考力・判断力の定着の弱さなどから、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容が2年生に上がるに当たって、十分理解できてないまま進級する生徒が一定割合いるという課題が明確になりました。このため、今後とも高校の学習内容と義務教育段階の学習内容のつながりに十分留意しながら、これまでの習熟度別学習による指導や補習等の取り組みをさらに充実させますけれども、新たに中学校の学習と高等学校の学習を効果的につなげるための学習教材を作成したいと考えているところでございます。特に、中高のより系統的な学習が必要となってまいります数学につきまして、高等学校1年生の段階の数学Iの学習内容がしっかりと理解できるように、中学校の学習内容に立ち返りながら学習できる教材を今回の補正予算で780万3,000円の補正を組み、作成し、年度内に作成次第、授業や家庭学習で活用し、学力向上に努めていきたいと考えているところでございます。

以上が、高等学校課からの補正予算の説明でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 ちょっとグローバル教育について何点かお伺いをしたいのですが、国の認定が受けられなくて県独自でやることをしっかり進めていこうという方向だと思いますが、今

後指定を目指していく方向性なのかどうなのか、そこら辺をちょっと確認しておきたいのですが。

◎藤中高等学校課長 今回の補正予算については、とにかく県立高等学校において、その中核になる高知西高校と高知南中学校・高等学校を中心にしながら進めていきたい。そのために、グローバル教育推進事業という形でお願いしたいところでございます。ただ、4月の段階で指定を受けることはできなかったスーパーグローバルハイスクールは、来年度につきましても、概算要求の段階でございますが、新たに100校の予算が要求されて、計150校にスーパーグローバルハイスクールとして進めていきたいという国の動きがございます。そういったことも含めまして、あくまで県単独で事業を行っておりますが、やはり国の事業が同じような形で立ち上げられてる以上、その部分に手を挙げ、それを活用することは大事だと考えておりますので、これから県の取り組みを進めながら、そしてこの半年間、国の動き、あるいはスーパーグローバルハイスクールの指定校の情報なんかもしっかりとりましたので、そういったことを踏まえながら、そのプログラムの中に入れていきながら、しっかりと来年度に向けて準備も進めていきたいと考えております。

◎加藤委員 取り組むべきことにはしっかり取り組んでいって、その方向性が一緒なら活用したいということだと思います。指定を受けられなかった原因分析、それから今後受けられるに当たって、どういった取り組みを行っていく予定ですか。

◎藤中高等学校課長 今回、平成26年度の指定を受けられなかったこと、最も重視してるのは、課題研究の具体性、あるいは今回のスーパーグローバルハイスクールは、やはり教育課程の研究でございますので、その中でも課題研究のしっかりした内容というのが大きなウエートになっております。課題研究の具体性、採択後の速やかな実践の可能性、そういったものが56校の中に入るか入らないかというところで大きなウエートになったと思います。高知西高校については課題研究につきましても、これから計画を立ててやっていくといった状態で、細かい研究テーマとか、設定とか、さらに、採択後速やかに実践に持っていけるスタッフ、それから連携する大学の関係、そういったものが十分に申請の段階ではできていなかったと。そこが一番大きな課題になっておると思いますので、これから、そういったことについて、具体的により詳細なテーマ、あるいは速やかに動けるような、フィールドワークの題材であるとか、指導を受ける大学の関係機関との詳細な連携をとっていききたいと考えております。

◎加藤委員 それで、グローバル教育を進めていく上で、手段であって目的ではないんですが、1つはスーパーグローバルハイスクールのクラスをつくるということも一つ大きな意義があると思うんですけども、ちょっと確認ですけど、今のところ何年度にクラス編成はする予定ですか。

◎藤中高等学校課長 今回のスーパーグローバルハイスクールは、高知西高校においては、

英語科をまず中核として、そこから始めていきたいと考えておるところで、平成 26 年度の当初の計画では、学校全体でやっていくと。ただ、学校全体でやっていくという部分について具体性が非常に弱かったと。英語科につきましてはグローバル教育的な動きを今もしておりますので、それをしっかり固めて、さらに先へ進めていくという形で、中核には英語科を置いていきたいと考えております。

◎加藤委員 具体的なスケジュールを。

◎藤中高等学校課長 今回、グローバル教育推進事業を認めていただければ、速やかにグローバル教育推進事業に当たってのフィールドワークの調査であるとか、先進校の視察、そしてさらにプログラムをしっかり年内にはつくり上げ、そしてそれを高知西高校と、それから高知南高校で動かしていきたい。特に高知西高校については英語科において、SGH、スーパーグローバルハイスクールの課題研究も視野に入れ動かしていきたいと。そして例年ですと年明けぐらいに、申請、案内が来ますので、それに向けて準備を進めていき、年度末までにそういった方向で努力をしていきたいと考えております。

◎加藤委員 先ほど答弁もありましたけど、認定された・されないというのも一つの基準にはなるかと思えますけれども、原因分析された上で具体性が欠けていたということであれば、そこは認定されるためにも必要なだろうけれども、やっぱり進めていく上で、何よりも必要になってくると思えますので、今回その予算計上をする上で、しっかりそこは詰めて計画しないとイケないと思えます。全体的な話になって恐縮ですが、ここをモデルにして高知県全体のグローバル教育を将来的に進めていきたいという御答弁ですが、全員が全員グローバル教育が必要かという、必ずしもそうでないと思ってまして、喫緊の課題という表現も、どこまでが喫緊な課題なのかなと疑問はあるわけですが、どこまでグローバル教育を広めていく必要があると現時点で認識されてますか。

◎藤中高等学校課長 グローバル教育については、当然のことながら、語学力という部分は一つのファクターだと思います。それから、さらにもっと大きい部分については、問題解決能力とか思考力・判断力・表現力をしっかりと身につけて、自分自身が判断して、考えて、行動できる。そこが、まさしくグローバル人材の一つの大きな柱だと考えております。その意味では、問題解決能力であるとか、自分で相手にぶつける表現力については、高等学校において、すべての学校でしっかりと学んでいかねばならない。これは学習指導要領にも準じた内容でございます。高等学校においては、すべての学校で何らかの形で課題研究をやっております。課題解決能力あるいは表現力・判断力、そういったものを育成するという部分では、この高知西高校と高知南中学校・高等学校が率先して引っ張っていく、プログラム開発し、そしてプログラムを実践していく、その中身というのは普及できると考えている。子供たちには全体に対して、そういった力をつけていきたいと考えております。

◎加藤委員 それはもちろん結構なことですけど、やはり先ほど高知西高校の英語科を中心に進めていくということもありましたけど、やはりグローバル教育のポイントとしては、この語学力、英語力というところも、一つのツール、手段として、きちっと英語も使えるようにやっていくことが、大きな柱の一つだと思うんです。ただそう考えたときに、県全体の高校生が英語を使える必要があるかという点も必ずしもそうじゃなくて、もちろん英語は使えるにこしたことはないけれども、英語を使うためにはそれに必要な時間、お金、マンパワーもそうだし、いろんなものをつぎ込んでいかないといけないわけですよ。しかし、先ほど学力の課題もありましたけれども、英語以前にももっとやることであって、小・中学校なんかでも、国語の能力が全国と比べてちょっと低いということであれば、英語も大事だけれども、それ以前に国語だよという話だと思うんですよ。だから、しっかりと必要なことは進めていくんだけど、進めるということは、何かほかのエネルギーをどうしても削らないといけない部分が出てくるんですよ。時間的、コスト、マンパワーの面を含めてですね。だから全体にグローバル教育を広めることの中に、ひょっとすると英語教育のウエートがほかの科目よりも大きくなってしまふことによる弊害があらわれる懸念もあると思っておりますけど、そこはどう考えていますか。

◎藤中高等学校課長 私どもとしては、高等学校だけで英語教育をやるということではなくて、将来、小学校5年生でも英語が教科化される方向性が今議論されてます。そういった中で、今まさしくこのグローバル教育の推進事業とともに、英語教育についても小中高と一貫してこの中でどうやっていくのかという基礎的な部分についても議論をしております。やはり必要な英語の教育とはどういう部分なのか。そして身につけなければならないのはどういう部分、そういったベースになる部分をしっかり系統的につくり、さらに今回の英語教育プログラムであるとかグローバル教育プログラムにおいて、そこをさらに引き伸ばしていくという2段階で、ベースの部分とさらに引っ張っていく部分ということで分けていきたいと考えております。

◎加藤委員 ぜひそういうことで、過度な英語教育につながらないように要望申し上げておきます。

もう一点、高校再編推進費を計上してはありますが、小・中学校で学力が随分上がってきたなと思っておりますが、この高校1年生の学力定着把握検査、平成24年、25年と続けてはありますが、平成26年はパーセンテージでいうと、義務教育段階の学力が身につけていない生徒の割合が下がってないと。むしろふえている状況ですけど、ここはどう分析されてますか。

◎藤中高等学校課長 資料の2ページにもございますように、現状ということでデータを載せさせていただいております。中学校から高校に入る1年生の4月と9月と半年の間に2度テストを行ってるんですが、4月の段階においては義務教育の内容になっています。

9月の段階になると高校で半年間学んだことが入ってきます。一定、義務教育段階の学力が身につけていないベースの部分がありながらも高校の段階で、習熟度別であるとか、いろいろな形での授業展開において、何とか高校の段階の内容を少しでも身につけさせる。その中でも数学を見ると、平成24年度、平成25年度と見ても、高校の数学Ⅰの段階の内容が定着しづらくなっていると分析しております。中学校の段階の数学を復習して、もう一回数学Ⅰに戻ってくるというよりは、今回、教材としてつくらせていただきたいと思っているのは、数学Ⅰを学ぶために何をするのか。中学校の段階に戻っていくという形で、あくまで系統的に戻っていくと。数学Ⅰの内容を学びたいときには、自分はどこができないのか。そこまで戻って、また積み上げていくという教材が今までつくられておらずに、各学校で義務教育の中学校の段階の内容をしっかり復習するところが中心になっておりましたので、できるだけ今回は高校で学ぶ数学Ⅰをしっかり学んで卒業させたいと、高校3年間で。そのために義務教育段階、あるいは小学校の段階の内容を系統的につなげていく形の教材をつくっていききたいと。これをまた家庭学習、あるいは授業の展開の中に使うことによって、しっかりと義務教育段階から数学Ⅰを学べるよう、この9月の学力定着把握調査の結果を一定改善していきたいという考え方を持っております。

◎加藤委員 しっかり、取り組みを進めていただきたいとも思うんですけれども、小・中学校で身につけていないものを、本来高校の教育をすべきところを小・中高校の教育からしないといけないという厳しい現状もあると思いますので、小中学校課含め学校間でもそこはしっかり連携をとって、お互い責任なすりつけをするんじゃなくて、どうしたら子供たちにしっかりと教育がつけられるのか、高校に来てどういう課題が出てきているから小・中学校にお願いをするとか、しっかり意見交換をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

◎藤中高等学校課長 現在も県内学力テストとかのいろいろな検証であるとか分析をする際についても、高等学校課の指導主事も一緒になってやっておりますので、やはり高校の段階で身につけなかった部分は高校でやらないかんですけれども、中学校・高校で、現状として中学校の部分でつまづいている部分について中学校が努力するとともに、高校でもそこに再度ポイントを当てるといった形で高校の本来の学習にできるだけつなげていくという部分を、連携をとりながら今後ともやっていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 グローバル教育の推進の関係で、この2月議会の段階では先ほど報告があったように、国の指定が受けられずに、国費の2,930万円余が執行できない状態になった。今回、県費でそれに相当する部分を補正予算で計上してるんですが、ただ、もともと国費で充てようとしてたのは、高知西高校がスーパーグローバルハイスクール認定を受けたときの事業内容であって、今回はそういう事業内容にはならないわけですよ。言うたら、2つの学校を拠点校にしてICTを目指すこととかをやっていこうと。つまり、や

ろうとしている事業内容は全く違うかというのと全くではないかもしれんけど、1校を対象にするのと、2校を対象にするのと、しかもSGH（スーパーグローバルハイスクール）を目指しているのとグローバルハイスクール教育と、内容は違うのになぜ金額はほぼ一緒なのかというのはちょっと解せんのですけども。2,900万円余の積算根拠というのは多分違うてくると思うんです。それやのに、ほぼ一緒の金額になってるのはどうしてなんですか。

◎藤中高等学校課長 当初、平成26年のスーパーグローバルハイスクールの事業計画の中で大きいものは、講師謝金、あるいは旅費、それからタブレット端末用のパソコン、それとWi-Fi環境、幾つかいろいろな部分について、高知西高校という想定で事業予算を組んでおりました。そして、今回については、そういったスーパーグローバルハイスクールの指定校の情報を収集する中で、情報の収集、あるいは議論をし、そして学習していく中においてのツールとしてタブレット型のPCを7割56校で購入予定、あるいは購入している。それをもとに、課題研究はフィールドワークも必要ですから、外に出ていったときにそういったものを使ってやる。そして教室で議論をし、プレゼンテーションをするといった部分においては、Wi-Fi環境、タブレットが非常に有効であると。ずっとこの半年間やっていく中において、しっかりと今回の県独自のグローバル教育推進事業でもやっていくという意味では入れていきたいと。それと旅費と、そういったものを入れていったときに、額的にはほぼ同じような額になったというところでございます。

◎坂本（茂）委員 結局、2,900万円の穴埋め的に2,900万円の枠があるから、それに積み上げられるような形で持ってきたと思えてならないんで、ちょっと疑問を感じています。

それともう一つ、将来の県立高校のあり方として、すべての県立高校でグローバル教育の視点を取り入れた教育を推進するとしていますが、すべての県立学校でこのタブレットパソコン、Wi-Fiシステムの導入をする予定なのか、もしそうするのであれば、将来的にどれだけの予算が必要なのかというのをお聞かせください。

◎藤中高等学校課長 タブレット端末等につきましては1ページの資料にありますように、本県では初めてそういったことを入れていきますので、まさしくグローバル教育推進委員会というところで、タブレット端末のソフトも含めて、ICTの活用について、どういうものが有効であるのかといったところについても検討委員会の中で議論をし、整理した上で、導入し施行していきたいという考え方を持っております。ですので、これを補正予算で導入したから、いきなり全部へ広めるということではなくて、まず、ここの牽引になる2校でしっかり施行し、そして課題あるいは成果を整理し、今後それがすべての学校で有効かどうか検証していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 もう一つですが、そもそもグローバル教育、グローバル人材とはどういうものなのかというのがあって、ここの目的に書かれている、高知から世界へチャレン

ジできる人材として5項目ですか、こういうことを兼ね備えた人がグローバル人材である
とらえられているのでしょうか。

◎藤中高等学校課長 海外に出るといっても一つの大きなグローバル人材として活躍で
きる場ではありますけれども、当然のことながら、高知県においても、産業振興、地域振
興といったものを担う人材が必要です。そういった人材が、やはりこの5つのような視点
をしっかりと持ってないといかんと感じております。そういった意味では、グローバル人材
というのは、海外に出ていく、あるいは県内にいる、国内にいることは関係なしに、こう
いった視点の持った者が、しっかりと自分のいる場所で力を発揮するために、その力を身
につけさせたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 そうした場合、政府が言っている、いわゆる、経済社会の発展に資す
ることを目的にグローバルな舞台に積極的に挑戦し、世界に飛躍できる人材の育成を図る
という目的だけではないと。政府の考えている人材というのは余りにも先が細いというか、
もっと大きな意味での人材というふうに高知県はとらえていると。政府の言う人材とは違
いますよということでもいいんですか。

◎藤中高等学校課長 国が考えている方向性、人材にもかぶるところはあると思いますけ
れども、もっと広く、どこの地域にいても、しっかりと自分の考え方、視点を持った人材
を育成する。そして、本人が海外で頑張りたいということであれば海外に出ていくことも
あるでしょうし、高知県で頑張りたい、あるいは東京へ行って頑張りたいとか、いろんな
視点があると思いますので、そういったときにこういう力を持つことによって、いろんな
ところで自分の持っている力を最大限発揮できると考えておる。要するにそういった力
をつけたい、つけることができる人材と考えております。ですから、国の部分について、そ
れがすべてではないと。それも私どもが考えているグローバルの一部であるとは思って
おりますけれども。

◎塚地委員 今、グローバル人材の考え方が議論されてると思うんですけど、自分で考え
て、自分で課題を解決できる能力というのは、ひとしくすべての子供たちが身につけたい
能力だと思うので、そこは今の学校教育の中で、身につけていないんだったら、やっぱり
きちんとみんなに身につけさせるというのが、教育委員会の基本じゃないかなと思うん
です。社会現象、情報というのは、いつもでもありとあらゆるところから子供たちも得て
いて、一定そういう情報を自分の中で取捨選択しながら自分の生き方を選択していると思
うんですけど、そういうグローバル人材という言い方、ネーミングの仕方が、先ほど坂本委
員がおっしゃったみたいに、いわゆる海外に出ていく企業戦士をつくっちゃいますとい
うふうにとらえられてるし、実は高知西高校に総務委員会で行ったときに、校長先生にお尋
ねしたら、校長先生は、例えばフランスに行ってユズをこちらは500円で売りたい、向こ
うは300円で買いたい、そこを400円にできる生徒を育てたいんですとおっしゃってたん

ですよ。それを聞いて、ちょっと私はある意味、啞然としちゃって、そういう狭いものではないはずで、何かグローバル人材の考え方の勘違いみたいなことがあるんじゃないかなと。そういうふうを受け取られちゃうんですよ。そういう人をつくるという狭さにとらえられないことにしないとイケないと思うので、そこはスーパーグローバルハイスクールとか、グローバル人材という言い方をするとき、子供たちに像というものをもっときちんと言え、そういうものにしておく必要があるんじゃないかとよく思うので、そこはやっぱり狭くしていかないというのが大事じゃないかなと私は思ってるんです。それで、先ほどスーパーグローバルハイスクール採択後の速やかな実践ができる見通しがなかったもので、採択から落ちましたという話があったんですけど、その採択後の速やかな実践ができる条件というのは、どういう条件が想定されているのか。

◎藤中高等学校課長 一つの例ではございますけれども、高知西高校の場合であれば、大学あるいは企業との連携、そういったターゲットをこの方々と一緒になってやりますというところではございました。ただ、指定された学校については、この大学のだれ先生あるいは企業のこの方と、採択次第すぐやっていますとといったところまで具体的にはっきり決まっておって、そしてその方がこういうことをやっていると。それに対して私たちはこうしたい。そのときにすぐ支援をしてもらって、採択されたらすぐ動ける。それぐらいの細かいところの具体性があったと、私どもの情報収集の中でありました。高知西高校については、この方々とこんなことについて考えていきたいと。相手側に対して了解はいただきますけれども、具体的に相手側の方々ともっと詰めをしているかということ、その詰がこれからというところで計画を立てておりました。指定校はそういったところは即動けるような具体性が非常に多い、出しておられる学校が多かったということです。

◎塚地委員 すごく抽象的なのでイメージがわからないんですけども、具体的に言うところのようなことですか。

◎藤中高等学校課長 大学の先生と具体的に連携をとって、海外で何かをしたいと。そういうときに大学の具体的な先生については、こんなことを実際に海外の、例えば、アメリカでこういうことをやられている。そのことに対して、うちの学校も一緒にそれをやらせてくださいといったような形で具体的に書かれておったと。ただ、高知西高校については、具体性は指定を受けてから積み上げていきたいということで、非常に漠然とした抽象的な表現になっておったというところではございます。

◎塚地委員 大学の先生がいて、そこにタイアップして、海外へ行くということが、グローバル人材を育成する上にすごく大事なことなんですかね。

◎藤中高等学校課長 このスーパーグローバルハイスクールの一番の大きなところは、あくまで高等学校における教育課程の研究でございます。教育課程の中に、特に課題研究をどういうふうに教育課程に位置づけて子供たちを育てていくかという、そういう研究が一

番のメインになっています。そういう意味で、その題材とか、支援であるとか、支援していただける大学とか、そういった具体性があるという部分で、採択後の速やかな実践というところで判断、評価されたと聞いております。

◎塚地委員 何か割とピンポイントの話のように私には聞こえるので、このスーパーグローバルハイスクールになった場合の子供たちの成長に、どう子供たちの中の資質を育てるものになるのか、まだイメージがわいてなくて申しわけないんですけど、そういう学校を、例えば、グローバル人材を育てる拠点にして、今後は全校に広げていきたいということだと、今後、高知の高校でずっと広げていきますよという計画になってますか。

◎藤中高等学校課長 グローバル教育推進委員会の中で課題研究のカリキュラム開発も行っていきます。それで、高知西高校、高知南中学校・高校で行って、実践を積み上げながら、課題研究のカリキュラムといった部分は、より汎用的な広げられるような内容などをつかっていきたいと考えておりますので、そういったものを各学校の課題研究であるとか、それから、授業の中の課題研究強化の中へ広げていきたい。すべての教科や領域において全部いきなりということにはなかなか難しいと思いますが、各学校でやっている中に、そういったプログラムを入れていきながら、グローバル教育の視点をしっかりと身につけさせるような方向で広げていきたいと思っております。

◎塚地委員 それで、今後の計画の中では、一応、国際バカロレアに精通した外部委員も加えていくと、グローバル教育の推進委員会の中に書かれているんですけども、そこも基本的には目指していく方向だと。

◎藤中高等学校課長 グローバル教育において、語学力に加え、問題解決能力といったものを身につけていくという一つの方向性があった場合に、国際バカロレアという、語学をベースにしながら、自分が判断し、自分が解決していくというところをしっかりと学ぶ部分があります。あるいは、アイデンティティ、日本人としての考え方もしっかり持っていくといったところも入っておりますので、こういった方向性で進んでいく中において、国際バカロレアは、そうした子供たちを育てていく一つのツールだとは思っております。

◎塚地委員 また、国際バカロレアは、カリキュラムにおいても、大変、割と高度なもので、一定、大学との連携ですとか、相当な英語力を持った多数の教員がいないとできないとかいうハードルが物すごく高くなっていて、そこにいくには、相当な予算もつぎ込まないといけないということも出てくるので、そこは本当に公立の高校として、今目指すべきところなのかというところは、今も疑問に思っていますし、反面、先ほど出ていた、平成26年度は、英語で23.9%の生徒において基礎学力が身につけていない。むしろ、そこにつなぎ教材というような程度のものでなくて、きちんとした手だてがやっぱり打たれるべきんじゃないかと思う。ちょっとやろうとしていることの重点の置き方が違うんじゃないかなという気がするんですけど。

◎藤中高等学校課長 委員御指摘のように、高等学校においても基礎学力というのは課題としてはあります。そこの部分についてはしっかり手を打っていかないかん。言われますように、二十数%の子供たちがそういった状態の中で高校に入ってきている。その子供たちが3年間で社会に出る、上級学校に行くという際には、一定そういった部分をしっかりクリアさせていくよう努力をせないかんと思う。そのためには高等学校だけではなくて、小学校・中学校も含めて連携をとりながら、中学校でもいろいろな取り組みをしております。基礎力と、さらに発展的な力をしっかりつけ子供たちを高校へ上げる。高等学校はそれぞれの学校において、特色を持った学校ということで進んでいってる学校でございますので、こういったことをしたいというときにはこの学校、高校に行く。力を伸ばして、将来いろいろな意味で頑張っていける子供たちを育てていくのも高等学校の役割の一つだと思っております。そういった意味で国際バカロレアとか、グローバル教育は、特色ある、子供たちがそこに行って学んで頑張っていける、ここの学校へ行けばこういうことをやっていくと。学校の特色化は、高等学校にあっては必要であると考えております。

◎坂本（茂）委員 予算が通ったとすれば、高知西高校においてはこのグローバル教育の推進に向けた取り組みが始まるわけですね。一方で、SGH（スーパーグローバルハイスクール）の指定に向けた準備も、学校側からいえば、去年の轍を踏まないような準備をしている。両方を並行してやっていくのはどうなんですか。相当学校には負担になるのか、あるいは、そのことによって先生が生徒ときちんと向き合う時間がとられたりとか、そんなことにはならないですか。

◎藤中高等学校課長 課題研究のカリキュラム、プログラム開発をしっかりすることによって、それを進めていく延長線上にはSGH（スーパーグローバルハイスクール）と同じような取り組みの内容になってきますので、学校、高知県教育委員会、教育センターが一緒になってプログラムをつくることによって先生がどう動いたらいいのか、子供たちがどう動くのかというところが見えてきますので、できるだけ生徒たちに、そうするとこうなっていく、あるいはこうなるというようなことが、先生方にも意識がしやすくなりますので、そういった意味では、学校の方向性としてより負荷をかけていくような状態にはならないと考えます。

◎池脇委員 これは大事な事業だと思います。本県においても、国際科とか、高知西高校の英語科が時代の流れでできて、歴史をつくってきたんですけども、今の国際状況の中で、また、文部科学省の人材育成という方向性から見ると、グローバルという言葉が先行しておりますけれども、抜本的に今までの国際科とか英語科の中身を変えようというのが大きな流れで、その理念も相当変わってきているなと思います。この目的についても、大変欲張った目的たくさん書いておられる。一つ一つ分析すれば、例えば、国が進めようとしている国際教育。日本にもたくさんの外国の方が来られています。その子供たちが学校に

行っている。その子供たちはそれぞれの国の文化とか伝統をもって、日本の学校社会の中で日本人の子弟と一緒に勉強している。ところが、日本人の子弟は外国の子供たちの文化や生活の背景を全然わかってない。まずは同じ学校という空間の中で、日本人も外国人もともに生活をして、そしてお互いが理解し合う、そういう教育として国際教育をしっかりやっていこうというので、既にもう外国人の多い地域においては、小・中・高で一貫教育のカリキュラム等も研究をしながらそういう国際教育を進めていこうという流れが一方であると。もう一方で、やはり大学のグローバル化が大きな課題になってきていると。日本は国際社会の中で今の地位をしっかり確保しながらさらに発展をしていくにはグローバル人材はどうしても必要になると。しかも優秀なグローバル人材が必要だということで大学教育の改革が今行われているわけですね。そういう大きな流れの中において、高知県は、そうした人材、流れにつなげていく学校が今ない。仮に国際科とか英語科というのはあるけれども、それではもう弱い、対応できない状況にあるという背景の中で、SGH（スーパーグローバルハイスクール）に手を挙げたけれども、査定の評価が違って今回はとれなかったと。しかし、高知県は人材を輩出してきたという伝統がありますから、やはりグローバルに活躍する人材を高知県からたくさん出してもらいたい、それは県民の誇りでもありますから、こういう教育に全力で取り組んでいくということは非常に重要なことで、私は評価をしたいと思います。むしろ、遅きに失しているという感もいたします。その上でさらに、現実の高知県の教育、学力レベルと比較したときに、一気に国際バカロレアまで目指すということには相当な距離があります。しかし、教育ですからそこまでいかなかったら、グローバル化にはこたえる人材は出せないわけで、そういう目標をしっかり持って学校づくりをしていこうということですから、相当腹を据えてやっていただきたい。中折れするようなことにならないように腹を据えて、しっかりした計画性を立てて、対応をしていただきたいと思います。特に国際バカロレアになりますと、外国の大学に入学する資格を得られるものですから、相当の語学力と教養が求められる、そのレベルまで持っていかなければいけないということですから、相当な力が要ると思いますので、先生方の質の問題、また、今の先生方だけで対応できる問題でもないでしょうから、全国じゃなくて国際的なところからも教員も集めていくぐらいの意気込みがないと難しいのではないかなとも思いますし、それは今後のことだろうと思いますけれども、その出発の、年度の予算がありますから、グローバルのSGH（スーパーグローバルハイスクール）を取った松山東高校でも、SGH（スーパーグローバルハイスクール）で国から1,200万円。さらに、県単で1,200万円足して2,400万円ですね。これでSGH（スーパーグローバルハイスクール）しっかりやってくれという方向性で取り組んできております。その予算と比較すると、SGH（スーパーグローバルハイスクール）、国からも来てないんですけれども、2,900万円ととにかく船出をしようということですから、妥当な予算額ではないかなとは思いますが。

しっかりこの予算が次につながるような形で成果を上げていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎川村特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。よろしくお願いいたします。

本課からは高知若草養護学校のスクールバスを整備する経費として、1,040万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、お手元の平成26年9月高知県議会定例会、議案説明資料の特別支援教育課の赤いインデックスのページをお開きください。

主に1の(2)の一覧表をごらんください。高知若草養護学校のスクールバスですが、計4コースございます。表にありますとおり、AからCの3コースにつきましては県有バスの運行、残るDコースにつきましては、業者バスによる運行を行っております。この4コースの運行業務委託契約につきましては、これまで入札に参加する業者が1社のみで、高い落札率で契約している状況が続いておる課題がございました。この課題を改善するよう昨年度から取り組み、県有バスA・B・Cの3つのコースにつきましては、複数年契約の導入、一般競争入札の実施などの対応により改善を図ることができました。今回残る1コース、Dコースの課題改善に向けて対応を行うものです。このDコースは、他の3コースと異なりまして、業者バスで運行しておりますので、このことを考慮いたしまして、他の業者が参入できる状況を満たすための方策を検討してまいりました。そこで、「2 県有バスの整備に至る検討」ということで結果、県有バスとすることにしました。その理由として、まず第一に、特別支援教育の基盤整備ということで、肢体不自由の特別支援学校のスクールバスは、リフトつきバスが必要不可欠であるため、他の3コースと同様に、適切な車両を県が整備することが望ましいと考えたものでございます。付随して、競争性、あるいは経済性といった効果も見込まれることから、今回、県有バス等整備いたしまして、その経費を計上し、承認いただきました後は速やかにバスを購入いたしまして、その後、運行業者の選定に入っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 コースごとに落札の金額を教えてくださいませんか。

◎川村特別支援教育課長 まず、Aコースでございますが、落札価格は、これは3年契約でございますので、1,520万円税抜きでございます。Bコースも3年契約1,523万8,000円。Cコース、ここも3年契約でございます。1,581万円。Dコースにつきましては、単年度契約であります。1,117万9,620円。こちらは、税が入っております。

◎坂本（茂）委員 Dコースは結局、業者バスですからその分割高になっていると思うが
ですよね。だから今回、県有バスを1,000万円で購入しても、それが3年契約ですけども、
単年度で割り振れば1年間500万円ぐらいになりますから、毎年1,000万円余で契約する
よりも、2年たてば購入代分はこの契約額の中で浮いていくという受けとめでいいですか
ね。

◎川村特別支援教育課長 実際に、県有バスと業者委託を比較しますと、大体計算により
ますと、5年以上経過すると経済性が見込まれると見込んでおります。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎塚地委員 ほかの学校でのスクールバスの運行というのは、やってないんですか。

◎川村特別支援教育課長 ほかの学校もスクールバス運行しております。山田養護学校、
山田養護学校田野分校、日高養護学校、中村特別支援学校、こちらがスクールバスを運行
しております。

◎塚地委員 その対応は今どうなっているのでしょうか。

◎川村特別支援教育課長 こちらにつきましては、すべて業者バスによる委託でございま
す。

◎塚地委員 今回みたいに検討はされてないんですか、県有バスにしたほうがいいんじゃ
ないかと、業者バスのままのほうがいいのかというようなことは他校ではどういう取り扱
いになってます。

◎川村特別支援教育課長 今回は、リフトつきバスという非常に特殊車両でございませ
んので、こちらにつきましては、やはり県が整備することが望ましいと。それから、他県の状
況を見ましても、こうしたリフトバスにつきましては、すべて四国他県3県につきましては、
県有バスで対応しているということで、今回、県有バスに踏み切ったものでございま
す。他のコースにつきましては、業者バスによる委託、観光バスですけども、これにより
まして十分安全に運行ができておりますので、県有バスということは現時点では考えては
おりません。ただ、現在、障害の重度重複、多様化ということがありますので、ほかの学
校にも、ひょっとしたら車いすで通われるお子さんが出てくるかもしれませんので、その
ときはまた検討していきたいと考えております。

◎塚地委員 その点をぜひよろしくお願ひします。障害の重度化と多様化というところを
受け入れる体制になってきていますので、そこはぜひ、今後留意して進めていただきたい
ということをお願いしておきたいです。

関係ないことでちょっと伺いたいことが一点。特別支援学校、盲学校の全盲の先生が、
盲導犬とともに生活したいということで、盲導犬と一緒に暮らす研修期間、まず、そうい
うものが必要になるので、一定の授業に支障が出るようになるんですけど、その部分は、
例えば、年次有給休暇とかの形じゃなくて、きちんと職務に専念することの一環として、

そういうものが受けられないのかという声も聞いたんですけど、そういうお話は、課長のところには行ってないんですか。

◎川村特別支援教育課長 話は、盲学校のほうから承っております。そういった要望も出ていることは承知しております。現在、他県の状況とかも調べながら、どういった対応が好ましいかというのを人事のほうで今相談しておるところでございます。

◎塚地委員 ぜひ、盲導犬のこれからの普及ということもありますし、その先生が先生として安全にこれから教育活動を行っていく上でも盲導犬とともに暮らすことを保障することは、身分保証としても大事なんじゃないかと思うので、ぜひ、年次有給休暇みたいな個人の負担になる形でなく、そういうことが受けられるようにしていただきたいということをお願いしておきます。

◎明神委員長 ほかにないですか。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎安岡生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願ひいたします。

平成 26 年度 9 月補正につきまして説明をさせていただきます。右上の資料ナンバー②の補正予算議案説明の 117 ページをお願いいたします。「4 学校施設等整備費」の「1 青少年教育施設整備費」について、改修工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。香南市にございます青少年センターの大小 2 つの体育館の床は、バスケットゴールを移動させる際の荷重によりまして、床下の金属製の下地が変形をし、床にくぼんだ箇所が見られますことから、改修のための工事請負費を当初予算で御承認をいただいていたところでございます。しかし、実施設計の際に、当初想定をしておりました改修の工法では、補強した部分の床の弾力性が周辺よりもかたくなるということが判明いたしましたため、その対応につきまして検討を行いました。その結果、競技場の床の弾力性が場所によって異なるということは、ボールのはね方の違いといった競技への影響はもちろんのこと、選手への足腰の負担なども心配されますこと、そしてまた後ほどスポーツ健康教育課長から説明があるかと思いますが、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機といたしまして、本県のスポーツ振興に取り組んでいこうとしている中で、スポーツ施設の環境を整えていくことは大変重要であるということなどから、施工面積も当初よりふえますけれども、床の弾力性を均一化できる工法で改修を行いたいということで、今回の増額補正をお願いするものでございます。なお、改修後はバスケットゴールを移動させても床下の金属製の下地が変形する心配はないであろうとお聞きしているところでございます。

次に、118 ページをごらんいただきたいと思ひます。繰越明許費について説明をさせて

いただきます。事業名は青少年教育施設整備費で、県立高知小津高等学校前にございます塩見記念青少年プラザの改築工事基本設計委託に係る費用でございます。塩見記念青少年プラザは市街地にあるという利便性などから、ここ数年、利用者も若干ではございますが増加傾向にございます。建てかえを機にさらに多くの方に利用していただきたいと考えているところでございます。そのために、施設機能をどう充実していくかといった検討を進めるに当たりまして、敷地が狭い中での建設になることに加えまして、建築基準法の制約などもございまして、計画調整に日時を要しましたことから、年度内の完了が見込めなくなりまして、予算額 1,098 万 4,000 円の全額を繰り越しをお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎中内委員 この床がゆがむというようなことは、素材は何ぞね。

◎安岡生涯学習課長 素材はほかの体育館と同じなんですけども、センターのバスケットゴールは支える車輪が 3 本でございます。春野なんかでは 4 本のタイヤで支えていますけども、1 つ当たりにかかる荷重が大きいというようなことで、若干下地にゆがみが生じてきているというところでございます。

◎中内委員 それは築何年ぞね。

◎安岡生涯学習課長 平成 12 年の 3 月に落成しておりますので、15 年になります。

◎中内委員 それは業者に欠陥はなかったですかね。

◎安岡生涯学習課長 それは大丈夫だと認識しております。施工に当たった工法につきましては、材質につきましても J I S 規格に合ったものを使って施工されているということです。そこは問題ないと考えています。

◎中内委員 床は、1 番いいのは何の木じゃと思います。これはもう桜の木ですよ。桜の床を張らんといかんがよね。これは恐らく県下でもやってないと思うんですけど。よそはそういう時代を先取りしたものでやりゆう。それは傷んだものは直さないかんけど、オリンピックじゃパラリンピックを目指してやるならそれはもう桜にかえちよいたほうがいいですよ。金はかかるかもわからんけど。

◎坂本（茂）委員 工法の見直しのほかに、東日本大震災の関係で、労務費、資材費の高騰を受けてという理由があるがやないですか。もう工法の見直しだけですか。

◎安岡生涯学習課長 具体的に、労務費等の上昇分も実際はございますけども、実際にその金額が幾らかというのなかなか難しいところでございます。大体一部の施工で 50% 上がってるとか、ワックスがけとかですね。そういう感じで 50% の工賃が上がってるとかのような話もございますけども、工賃全体で幾らかというところまではちょっと。

◎坂本（茂）委員 これだけ工事請負費が増額になりますというのが業者から出てきたときには、その内訳はないんですか。

◎安岡生涯学習課長 内訳、労務賃がこれだけ上がったという内訳まではいただいてないところ。業者、当初見積もりをいただいたところと、今回の施工をお願いしようとしてるところの業者、県外業者を県内業者にかえてというところもございまして、内訳のほうは工法が違ってるということですので。

◎坂本（茂）委員 そしたら、工法が変わったので言うたら請負業者もかわったということですか。

◎安岡生涯学習課長 当初見積もりをとっている業者は、かわっているというところ。です。

◎坂本（茂）委員 そしたら、契約方法は、今回、一般競争入札じゃないがですか。もともと、当初予算で計上したやつを、改修工事をしなければならないということになって、新たにもう一遍、契約をゼロからやり直したということなんですかね。

◎安岡生涯学習課長 まず、設計の経費と工事の請負費の経費を計上させていただいておりました。設計をするに当たりまして、内容を精査したところ、弾力性に違いが出てくるというところもございました。それで、まだ工事につきましては契約はこれからになりますけども、当初予算で見積もりをお願いしていたところとは別のところで御相談をさせていただいたところ、こういう工法であれば弾力性に違いが出なくて済みますよというお話もいただきましたので、そういう御相談させていただく中で予算を計上させていただいているというところがございます。

◎坂本（茂）委員 そしたら、もう一つお伺いしますが、さっきの説明の中で、いわゆるバスケットゴールが、例えば春野らと違って車輪が4つなくて3つ、それが負荷がかかるのが大きくなる。それでそれに合うような形で床を改修するということなのですが、逆に言うとバスケットゴール自体にも問題があるとかいうことはないがですか。それで、将来的にひょっとしたら、むしろバスケットゴールをかえたほうが割安になるのなら、バスケットゴールをかえた方がえいがじゃないです。そこはどうですか。

◎安岡生涯学習課長 バスケットゴールは、大体J I S規格に合ったものでございました。国際バスケットボール連盟認定品ということで導入をした器械でございます。そういうことで、当時としては先ほど言いましたように、子供のミニバスケットゴールにも対応できる機種というのが限定されていましてことから今の機種を選定させていただいたところ。ですけども、今回の工法をやることによって、先ほども申しましたように、今後その下地が変形することはない、心配もないということでございましたので、傷んだ箇所は当然修理もしなきゃいけませんので、そういうことをしながらやっていきたいと考えたところです。

◎坂本（茂）委員 だから、ゴールをかえたほうが、むしろ、抜本的な改善になるがじゃないかなと素人ながらに思うんですけど、そこを聞きようがですけど。

◎安岡生涯学習課長 ゴール1対で大体900万円ぐらいの経費が必要になります。そういうこともございます。今傷んでいるところを改修する必要もある中で、また新たにそのゴ

ールもかえてということになりますと、多くの経費がかかりますので、今の器械を使いながら下の改修をしたいというところでございます。

◎坂本(茂)委員 わかりましたけど、ゴール自体は将来的にかえる必要はないんですか。それでずっといつて構わんがですか。それも多少耐用年数あるでしょうから、ゴールをかえるときには、また違うゴールにかわるとかいう。

◎安岡生涯学習課長 ゴールの耐用年数ちょっと承知しておりませんが、今あるゴールが1.2トンぐらいの重さが1つあります。最近出たもので、1トンぐらいでおさまっているものもあるように聞いておりますので、将来的に買い換えが必要になったときにはそういう最新のより負担のかからない器械にかえることを検討していきたいと考えております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎明神委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館整備課でございます。よろしく申し上げます。

それでは、平成26年度9月補正予算について、御説明をいたします。資料右上に②とあります、議案説明書(補正予算)の119ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。国庫支出金の新図書館整備費補助金は、社会資本整備総合交付金で、新図書館等複合施設整備費が、国の暮らし・にぎわい再生事業の対象となっております。今回の補正予算で埋蔵文化財発掘調査費の増額を計上しておりますので、その費用に充当するものでございます。その下の諸収入、新図書館等整備受託事業収入でございますけれども、新図書館等複合施設の整備事業のうち、高知市分につきましては、県が高知市から受託をいたしまして、県事業とあわせて発注をしております。そのため、今回補正を行います埋蔵文化財発掘調査費のうち、高知市からの受託事業収入を計上しております。

次に、120ページをお願いいたします。歳出でございます。右側の説明欄をお願いいたします。埋蔵文化財発掘調査等委託料として、1,134万7,000円の増額の補正予算を計上しております。建設予定地であります旧追手前小学校跡地で、平成25年度から2カ年の計画で埋蔵文化財の発掘調査や出土品の整理などを行っています。平成25年度の発掘調査の結果、当初の想定をはるかに上回ります数の漆器ですとか木簡などの木製品が多数出土をいたしましたことから、これらの出土品につきまして、適正に保存をする経費などについて、増額の補正をお願いするものでございます。

次に121ページをお願いします。繰り越しでございますけれども、新図書館整備事業費で1,070万3,000円の繰り越しを行うものでございます。これは先ほど説明しましたとおり、埋蔵文化財発掘調査委託業務におきまして、保存整理を行う出土品の数が当初の見込

み数を超えることから、当初予定しておりました今年度内の業務の完了が困難となりましたので、平成 27 年度に事業を繰り越して実施するものでございます。

次に、債務負担につきまして御説明いたします。新図書館情報システムのシステム等構築等委託料について、2,630 万 7,000 円の追加をお願いするものでございます。新図書館情報システムにつきましては、平成 25 年度に 2 億 4,570 万円で委託をいたしまして、平成 27 年 3 月から暫定稼働、開館予定でありました平成 28 年 3 月から本稼働という計画でございます。しかし、昨年度実施いたしました建築主体工事の入札が不調となり、開館時期を約 1 年延期せざるを得なくなりましたことから、システム構築のスケジュールを見直す必要が生じております。現システムが既に 7 年経過をするということなどからも、できるだけ早く新システムへ移行する必要があるとございまして、暫定稼働につきましては、平成 27 年の 6 月から開始することにいたしました。暫定稼働期間が当初より 9 カ月延長となりますことから、本稼働までの間、外部に設置いたしますサーバー機器等の管理にかかります費用や、システム構築の管理に要する費用など、そういった費用の増額が必要となりまして、今回、債務負担の追加をお願いするものでございます。補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、契約議案が 2 件ございますので御説明をいたします。資料右上に③とあります、議案（条例その他）の 72 ページをお開き願います。新図書館等複合施設の電気設備工事の契約の締結に関する議案でございます。本設備工事は予定価格が 5 億円以上でございまして、請負契約の締結には地方自治法等の規定によりまして、議会の議決が必要となるものでございます。6 月議会で、建築主体工事請負契約の締結の御承認をいただきましたので、設備工事につきましても一般競争入札を行い、7 月 25 日に開札をいたしました。その結果、電気設備工事は、荒川・片岡・山下特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。予定価格に対する落札率は 89.8%となっております。契約金額は 9 億 2,070 万円、完成期限は平成 28 年 8 月 15 日で建築主体工事と同じでございます。

次に、73 ページをお願いいたします。こちら空調設備工事請負契約の締結に関する議案でございます。空調設備工事につきましても、電気設備工事と同じく 7 月 25 日に開札を行いまして、大成設備・関西設備・ヨシカワ設備特定建設工事共同企業体が落札をいたしまして、落札率は 98.5%となっております。契約金額は 10 億 8,324 万円、完成期限は、平成 28 年 8 月 15 日、これも建築主体工事と同じでございます。

契約議案の説明につきましては以上でございますけれども、これらの結果を踏まえまして、建築工事、総事業費について、別紙資料にまとめております。別とじの総務委員会資料、議案説明資料の赤いインデックスの上から 5 番目、新図書館整備課の資料をお願いいたします。

まず、建築工事の契約状況についてでございます。建築主体工事につきましては、平成

26年7月4日に契約を締結し、7月5日に着手をしております。次の衛生設備工事でございますけれども、7月25日に一般競争入札を行い、8月22日に四国パイプ・東邦特定建設工事共同企業体と3億3,565万7,520円で契約を締結しております。

次に、先ほど契約議案で御説明いたしました電気設備工事ですけれども、消費税抜きの予定価格9億4,976万9,000円に対し、8億5,250万円で荒川・片岡・山下特定建設工事共同企業体が落札いたしました。空調設備工事は、消費税抜きの予定価格10億1,830万1,000円に対しまして、10億300万円で、大成設備・関西設備・ヨシカワ設備特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。なお昇降機設備工事につきましては、8月13日に1回目の開札を行いました。入札不調になりましたので、2回目の入札につきまして、9月30日に広告を行ったところでございます。

これらの建築工事の入札結果の状況などを踏まえまして、イニシャルコストの整理を行いましたのが、3の新図書館等複合施設整備に係る総事業費等でございます。現時点でのイニシャルコストの総事業費ですけれども、右端の欄の一番下の合計欄、約142億5,700万円を見込んでおりまして、建築工事費の入札減などによりまして、前回から約9億円の減ということになっております。

次の財源内訳、こちらでは、県市の負担割合に基づきます県事業費は約70億3,300万円となりまして、交付金などを除きます実質の負担額ですけれども、約45億1,100万円を見込んでおりまして、前回から約2億7,800万円の減となっております。今議会で、これらの議案の御承認をいただければ、早急に電気設備工事、空調設備工事の契約を締結し、工事に着手いたしますとともに、今後、運営体制、具体的なサービスにつきましても、引き続き検討を進めまして、平成28年度末の開館を目指して取り組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎明神委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スポーツ健康教育課でございます。よろしくお願いをいたします。

当課からは、3件の補正予算を計上させております。まず、資料でございますけれども、議案説明資料、赤いインデックス、スポーツ健康教育課の資料と、資料ナンバー②の議案説明書（補正予算）の123ページをお願いいたします。

まず初めに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツ振興に向けた取り組みにつきまして、全体的な説明をさせていただきます。オリンピック・パ

ラリンピック東京大会を契機としたスポーツ推進プロジェクトとして、本県のスポーツに関するさまざまな取り組みにつきまして、強化をしていきたいと考えております。このプロジェクトの趣旨につきまして説明をさせていただきます。オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、今後、国を挙げてスポーツ振興に向けたさまざまな取り組みが強化されます。高知県としましても、この機会をとらえ、土台となります学校や地域のスポーツ活動の充実に重点を置きつつ、さらには、オリンピック・パラリンピックを目指した選手育成に向けた取り組みを強化していきたいと考えているところでございます。

本県の現状につきましては、まず、小学校・中学校の体力・運動能力等の調査結果からもわかりますように、運動習慣の定着が十分ではございません。また、全国で活躍する選手はいるものの、まだまだ少ない状況でございます。そして、国体の成績からもわかりますように、競技成績が低迷をしております。これらの現状から課題を整理してみますと、下の1から7まで項目を挙げさせていただいておりますが、運動習慣の定着が不十分である。また2番目は、効果的な発掘・育成・強化ができていない。3つ目、トップレベルの実績のある指導者が少ない。4つ目、スポーツ医・科学等のサポート体制が不十分。5つ目、スポーツ施設・設備が不十分。6つ目、成人の働き盛りの運動習慣が十分に定着をしております。そして7つ目、スポーツを通じた地域活性化の取り組みが少ないということが挙げられます。

そして、これらの課題を解決するために、スポーツ関係者や有識者の方々にも参画をいただきながら、スポーツ推進プロジェクト検討会を立ち上げ、スポーツの振興に向けた具体的な戦略を盛り込みましたスポーツ推進プロジェクト実施計画を本年度中に取りまとめ、対策を講じていきたいと考えてるところでございます。検討会での議論を通じまして、こちら中ほどちょっと上に書いておりますが、基本的な方向性というところでございます。ここにお示しをしておりますように、学校教育を通じた体力づくりの推進、すべての地域において子供から高齢者までがスポーツに親しみを持てる環境づくりの推進、質の高い一貫指導を通じたオリンピック・パラリンピックや国内外の主要な大会で活躍できるトップ選手の育成、さらには、このような活動を支えるスポーツ施設の整備など、事前合宿の招致に向けた準備などについて、明確な目標と対策を示した計画を策定していきたいと考えております。そして、この計画に基づきまして、官民を挙げた総合的な取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

中ほどに対策（案）として示しております、スポーツ推進プロジェクト実施計画の策定の矢印の下の部分でございます。具体的な事業等につきましては、今回、増額補正でお願いするものと、先ほど説明をさせていただきました検討会で議論し、平成27年度以降、予算計上していくものとに分けて考えていきたいと思っております。

今回、補正でお願いするプロジェクトに関する取り組みにつきましては、下半分の右側

でございます。STEP1としまして、スポーツ推進プロジェクト検討会に係る経費でございます。この検討会の委員は12名を予定しておりまして、そのうちの3名につきましては、効果的な取り組みの推進に向けた助言、政策提案等をいただくなど、中央からアドバイザーとして入っていただきたいと考えております。具体的にその3名は、日本スポーツ振興センターの職員、そして財団法人笹川スポーツ財団の職員、そして文部科学省の教科調査官を務めた大学の教授等3名となっております。②でございます。次の、体力向上のための体育授業改善アドバイザー支援事業につきましては、体力調査等で明らかになりました学校における体力の状況の二極化傾向の課題を解決するために、体育授業や体育的活動の改善を図る取り組みを支援するものでございます。アドバイザーには、体育学習や学校経営等に専門的な知見があり、学校長に対して具体的な改善策を助言できる退職校長を予定しております。③の県立青少年センター体育館の整備は先ほど生涯学習課長から説明があったとおりでございます。④の県立春野陸上競技場の整備は、公園下水道課によるものでございますが、陸上競技場の写真判定システムの更新でございます。⑤の2015世界陸上北京大会事前合宿招致活動につきましては、招致活動に際し、必要となる臨時職員の雇用に係る経費でございます。この事前合宿の招致を実現させまして、オリンピック・パラリンピック東京大会の事前合宿にもつながりますよう、ネットワークの構築等も目的としております。現在、日本陸上競技連盟に対しまして、事前合宿招致の意思表示をし、施設等の情報提供を行っております。

その下のSTEP2では、平成27年度から29年度までの3カ年の取り組みとしまして、先ほど上の対策で(案)で示しておりますけれども、実施計画に基づいた取り組みの展開、そして2番目です。平成29年に愛媛県で国体が行われます。このことから、実施計画の見直しを行いたいと考えております。

その下のSTEP3では、平成30年度以降の取り組みとしまして、見直しを行った実施計画の改訂版に基づいた取り組みを展開していきたいと考えております。

左側のプロジェクトに関する図でございます。これはこのプロジェクトの展開により、県内のすべての地域において運動・スポーツ活動が活性化する好循環の様子を示した概念図でございます。スポーツへの関心が高まり、そして、運動習慣の定着、体力の向上、そして、競技人口の拡大、競技人口の増加、裾野の拡大につながり、最終的に競技力が向上する、そしてそれを好循環さすというような考えでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 これとはちょっと別だけど、くろしおキッズよね。あれは追跡調査をしゅうかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 その選手が、全国中学校体育大会・インターハイ等で活躍

しております。実際に全国中学校体育大会のほうで活躍した選手も出てきております。

◎中内委員 それは10人に1人程度のもんじゃないと思うけど。

◎葛目スポーツ健康教育課長 少ないですかね。

◎中内委員 そういうことじゃなしに、もうちっとくろしおキッズを済んだ生徒が中学生になってクラブへ全部入っちゃうかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 ほとんど入っております。委員言われましたように、これは小学校4、5、6年生の取り組みでございます。そして中学生になりまして、ややちょっと離れるようになりますので、来年度はこの計画検討委員会でも協議しますけども、中学校にも焦点を当ててやりたいと思います。ただ、部活動を振興・推進をしていく課でございますので、部活動の邪魔にならないような形、具体的に申しますと、中山間では、例えば、男子はソフトボール、女子はバドミントンと決まっておりますけども、中には、何か特色を持った生徒がいるかもしれません。競技団体と連携をとった発掘も通じて、なおかつ、くろしおキッズの成果を踏まえながらやっていきたいと考えているところでございます。

◎中内委員 それから、オリンピックじゃパラリンピック言うて話が出ゆうけど、そらえいことですき押し進めてもらわないかんけど、それで何種目で何人ぐらい候補に挙がっちゃうぞね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 実際に飛び込みの女子の生徒、非常に近うございます。また、東京オリンピック・パラリンピックには難しいかもしれませんが、今少年のキッズのレスリングが非常に強うございます。ただし、高校生にもカテゴリーで日本のジュニア選手もおります。また、今回の全国中学校の体育大会見たときに、柔道の選手でありますとか選手も数々出ておるところではございます。

◎中内委員 地道な種目じゃなしに、もっとメインを飾るような選手は出んかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 その選手を出すためにも、ぜひこのプロジェクトをしっかり立てて、進めていきたいと考えておるところでございます。

◎中内委員 メインをつくるような競技団体で検討会よね。これは今言いよった3団体から呼ぶちゅうんやけど、ちっと名前の売れた人、お金がかかっても、前にも一遍言うたことあるけど、そら3万円程度で呼んできたって話にならん。やっぱり1人100万円とか、やっぱり200万円要る時代ですきね、もう。そういうことを惜しみよったらこれは検討会つくっても意味はないき。その辺どうです。

◎葛目スポーツ健康教育課長 具体、100万円まではいきませんが、かなり積ませていただいております。なおかつ、その3名につきましては、その道では非常に国内でも名前の通ってる方です。これは派手な方じゃございませんので、先ほど申しました、日本スポーツ振興センターの戦略情報にたけた方、強化にたけた方、また文部科学省の出身の方で

ございますし、あと日本のデータに基づいて政策提言される機関でございますので、これはかなりのことが期待されると思います。その中に、9名の高知県の委員も入っていきますので、より効果的な取り組みができるんじゃないだろうか、もうやらんといかんとは思っています。

◎中内委員　そういう力を入れてずっとやってもらいたいと思いますし、それと余り言うても果てがないけど、先ほども出ましたけど、指導力の向上に対して、やっぱりクラブ活動に時間制限も持つような提言をして、やってもらいたいと思いますが、その辺はどうですかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長　運動部活動の全体計画ハンドブックを昨年度の末に作成しまして、今年度早々に学校、また校長会でも説明しまして、校長会のほうでも、やはりやみくもな練習の長さというのは非常に問題になっておりましたので、しっかりこの本を活用しながらやっていくようにということで、こちらも説明もしておりますし、委員言われますように、もう一番は指導者のコーチでございますので、しっかり目的を持った練習であって、十分な休養もとりながら、効果的な部活動をしたいと考えています。

◎中内委員　いろいろ言いましたけど、そういうことを頭に入れてこの体制をしっかりと組んでいただければと思いますので、要望しておきます。

◎坂本（茂）委員　今、この資料で御説明いただいた中に、まず課題というのがあって、7つ課題があるんですけども、あれもできてないこれもできてない、全然これ見たら何か展望がないような感じの課題ばかりなんです。けど、その下に実施計画を策定している。ここの下に対策（案）というのがあって、対策の案があったら計画はできるがやないかなと思ったりするがですね。逆に言うと、実施計画も含めてこの検討会が議論をして初めて対策はできるんじゃないかと思うので、もう対策案があるんやったら別に計画検討会やらんでもえいんじゃないかなと思うたりするのですが、どういうことですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長　この平成27年度当初から生かすために、この検討会で出された意見をもとに予算計上させていただきたいと思っておりますが、年度内に実施計画を策定したいと考えてます。ただし、それをしますと、平成27年度当初に間に合いません。11月末をもって、この骨子を策定したいと思っております。そして、ここに対策（案）と書いておりますのは、やはり今までの取り組みが長年続いております。いいところもあります、不十分なところもありますので、我々が考えておるところで対策案としてこれを出して、なおかつ、それを検討会でたたいていただくようなことも考えておりますので、これは、あくまでも我々が考えておる課題に基づいた対応策というところでございますので、これをやるがための検討会ということでは決してございません。

◎土森委員　これ非常に力入れてやってほしいと思いますがね。前から僕言いよるけど、例えば、学校でスポーツクラブの監督、指導する人、非常に少ないと思うんですね。専門

的にやられる。例えば、専門外の人が監督をやったり、部長をやったり、いろいろやりますよ。そういうことはどうなんですか。全体的に見て、部活動の指導士をしていく人材が学校内にいるのか、いないのか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 具体的な数字、ここでちょっとよういませんけども、非常に現場では指導に苦慮しております。専門外の種目を持たなくちゃいけないというところもありまして、あとは高齢化等もございます。そのためには、外部指導者の活用とかいうところでやっておりますし、やはりそれでは弊害もございます。今後、その指導者のアドバイザー、スーパーアドバイザーと申しますか、今までの高知県体育協会とともにやってきました種目のアドバイザーを超えた形で各競技のもと、全体像が見える方を、しっかり経費も積ませていただいて、その指導者も指導力が上がるようなというものを考えておるところでございます。

◎土森委員 そこが大事なことで。この子はこの種目に相当すぐれたものを持ってるとか、選手を見出す力が必要なんですよ。そういうことを考えてみると、僕もずっとスポーツやってきて、なかなかそこまで見える人たち少ないね。教育現場、特に少ない。民間から指導者になるということですけど。スポーツは非常に重要な問題でしてね。外部からというのも重要だと思いますよ。ただ、スポーツ専門で指導士で来ている人たちが教職員の試験受けても通らん、なかなか。そういう難点があって、それで学校現場で指導者がおらんということになってますよね。前も一回言うたことあるけど、採用基準をちょっと見直す必要があると。専門でやるような、ここまで力を入れてやるがやったら、専門的な技能・技術・能力を持った教職員を採用していくと。こういうことも考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけど、どうですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、一般の採用試験の中に実績をおさめた選手につきましては、加点もやっておるところでございます。また柔道、剣道等につきましては、有段のものを加点してるというところで進んでおります。なおかつ必要最低限の勉強はやはりスポーツ指導者としてやらないかんと思いますので、しっかりこれも伝えていきたいと思っています。

◎土森委員 スポーツがえらいのは、高知県の場合は私立学校なんですよ。これもうほとんどそういう専門的な人を採用して指導してますよ。ですから、野球を初め、何でもそうですけども、こういうところもやっぱり検討していくということは当然重要なことだと思います。なお検討してみてください。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あした行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前 10 時から行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(16 時 51 分閉会)